

平成24年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成24年3月1日

午前9時45分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田真規
上下水道部長	谷口裕司	上下水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄	代表監査委員	辰巳忠次

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 予算決算常任委員長報告について
- 日 程 7. 報告第 1 号 監査結果報告について
- 日 程 8. 議案第 1 号 斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例について
- 日 程 9. 議案第 2 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日 程 10. 議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 11. 議案第 4 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 12. 議案第 5 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 13. 議案第 6 号 斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例について
- 日 程 14. 議案第 7 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 15. 議案第 8 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日 程 16. 議案第 9 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日 程 17. 議案第 10 号 平成 23 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日 程 18. 議案第 11 号 平成 23 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日 程 19. 議案第 12 号 平成 23 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

日 程 2 0 .	議案第 1 3 号	平成 2 3 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
日 程 2 1 .	議案第 1 4 号	平成 2 3 年度斑鳩町水道事業会計補正予算 (第 3 号) につ いて
日 程 2 2 .	議案第 1 5 号	平成 2 4 年度斑鳩町一般会計予算について
日 程 2 3 .	議案第 1 6 号	平成 2 4 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につい て
日 程 2 4 .	議案第 1 7 号	平成 2 4 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
日 程 2 5 .	議案第 1 8 号	平成 2 4 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
日 程 2 6 .	議案第 1 9 号	平成 2 4 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
日 程 2 7 .	議案第 2 0 号	平成 2 4 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について
日 程 2 8 .	議案第 2 1 号	平成 2 4 年度斑鳩町水道事業会計予算について
日 程 2 9 .	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて (その 1)
日 程 3 0 .	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて (その 2)
日 程 3 1 .	認定第 1 号	町道認定について
日 程 3 2 .	陳情第 1 号	障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての 陳情書について
日 程 3 3 .	陳情第 2 号	「こころの健康を守り推進する基本法」 (仮称) の制定を 求める意見書採択のお願いについて
日 程 3 4 .	報告第 2 号	平成 2 4 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について
日 程 3 5 .	報告第 3 号	平成 2 4 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時45分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、平成24年第1回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成24年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

本年は町制施行65周年の節目の年であり、去る2月11日の町制施行記念日に、議長にもご臨席を賜り、神奈川県小田原市と「法隆寺ゆかりの都市文化交流協定」締結の調印式を執り行ったところであります。今後とも、文化、観光などの交流を通して、両市町の交流を深めてまいります。

さて、本定例会は、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例についてなど、27議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、去る1月30日から2月3日まで、5日間にわたり、辰巳、中川両監査委員には平成23年度の定期監査を実施していただいたところでありますが、終始熱心かつ厳正な監査を賜り、ここに深く感謝を申しあげる次第であります。本日その結果をご報告いただくことになっておりますが、監査の中でお受けいたしましたご意見や指摘事項に対しましては、今後の行政運営を進めていく中で十分に配慮してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

平成24年も、はや2ヶ月が過ぎ、東日本大震災からまもなく1年が過ぎようとしています。本町におきましても、この未曾有の大災害を教訓に、より一層の安全・安心のまちづくりを推進してまいりますので、今後とも、議員皆様方の温かいご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成24年度の施政方針及び提出議案の説明は、後刻とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（嶋田善行君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、4番 吉野議員、5番 伴議員を指名いたします。両議員には会期中よろしくお願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日から3月23日までの23日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。平成23年第6回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされたことについての審査結果の報告を求めます。6番、紀委員長。

○建設水道常任委員長(紀 良治君) それでは、建設水道常任委員会委員長報告をいたします。閉会中の建設水道常任委員会は、さる2月17日出席委員5名のもと開催されました。その概要について報告いたします。

はじめに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業についてを議題とし、理事者より下水道工事進捗状況と公共下水道接続申請状況について説明がありました。その内容は、平成23年度の下水道工事進捗状況では、稲葉污水幹線工事では、3月15日の完了予定で順調に進めている。また、岡本污水幹線2工区工事では、準備作業及び施工計画協議をおこなっている。次に、面整備工事では、龍田西6丁目地内・稲葉1丁目・2丁目地内・龍田3丁目地内の3路線の下水道工事が完了し、残る7路線についても、3月末の竣工に向けて下水道管の埋設工事と舗装復旧工事を順調に進めている。次に、公共下水道申請状況では、接続率は順調に推移し、62.5%となっている。次に、平成24年度に予定している整備箇所についての説明があり、平成24年度の整備予定面積は約10ヘクタール、整備管渠延長は2,900m、整備戸数約230件と見込んでいる。また、平成24年3月末見込みの供用開始区域について、供用面積が約168ヘクタール、供用件数は4,282件、下水道普及率は約41%となるとの説明がありました。これに対して委員より、合併の集中浄化槽を使用している区域の受益者負担金について質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者より、いかるがパークウェイの進捗状況では、稲葉車瀬区間において白山神社の付近の道路改良工事が平成25年度末の

当該区間の一部供用に向けて進められている。また、平成23年度第4次補正予算が公表され1億2,000万円の予算が認められた。引き続き工事が進められていくことになる。三室・紅葉ヶ丘区間では、引き続き道路計画の検討がなされ、警察との公安協議も進められている。五百井・興留区間では事業の状況及び道路計画にかかる地元協議が行われており、今後、地元自治会の説明会が予定されている。また、法隆寺線整備事業では引き続き用地交渉を進めると説明がありました。これに対して、委員より、三室の交差点の計画について、また法隆寺線、国道25号取り付け部分の用地交渉等について質疑があり、一定の答弁がなされました。

次に、③JR法隆寺駅前周辺整備事業に関することについて、理事者より、駅北口の権利者と道路計画や補償内容等について具体的な交渉も始めているとの報告がありました。これに対して委員より駅北口の西側道路の状況について質疑があり、一定の答弁がなされました。

次に、3月定例議会提出予定議案についてを議題とし、(1)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてと関連する各課報告事項の(1)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則等について、当委員会所管の関係部分について一括して説明を受けました。これに対して委員より町営住宅の運営の変更の有無について、権限移譲と国庫補助金の関係について質疑があり、一定の答弁がなされました。次に、(2)町道認定について、理事者より今回の町道認定路線について開発道路帰属等による路線が2路線、道路として寄付をしていただいた路線が1路線の認定について説明がありました。これに対して委員より、開発道路の幅員・舗装について質疑があり、一定の答弁がなされました。

次に、3.各課報告事項についてを議題とし(1)はすでに報告を受けているので、(2)平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、理事者より、国の平成23年度第4次補正予算により農業体質強化基盤整備促進事業が制度化されたことによる補正であり、高安農道の整備、三井地区の水路の整備、及び服部地区の機械揚水整備のそれぞれの工事について計上しているとの説明がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、一定の答弁がなされました。次に、(3)平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について、理事者より企業債償還金の額の確定による補正であるとの説明がありました。これに対して質疑はありませんでした。次に、(4)斑鳩町歴史まちづくり推進協議会設置要綱について、理事者より斑鳩町への観光客を、まちなか観光への誘導を行っていくためのまちあるき観光拠点づくり事業計画の策定を進めており、この計画の実現を図るための実施計画、歴史的風致維

持向上計画の作成等を行う歴史まちづくり推進協議会を設置するものであると説明がありました。これに対して委員より、風致地区の住民の自己負担の軽減について、また委員の構成について質疑があり、一定の答弁がされました。次に（５）平成２４年度新規事業について、理事者より、都市建設部所管・上下水道部所管に関する新規事業についての説明がありました。これに対して委員より、浸水対策計画の完成の目途について、北部配水池の改修について、地域農政の推進について、大和川堤防線の踏み切りの拡張について、道路台帳について等の質疑があり、一定の答弁がなされました。各課報告事項については以上のように報告を受け、次に、その他について各委員より質疑、ご意見をお聞きしたところ、富雄川の西安堵井堰の進捗状況について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、閉会中の建設水道常任委員会の審議の概要です。詳細につきましては会議録をご覧ください。以上をもちまして委員長報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程４、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

１番、宮崎委員長。

○厚生常任委員長（宮崎和彦君） おはようございます。それでは、２月２０日全委員出席のもと開催いたしました厚生常任委員会委員会委員長報告をさせていただきます。

継続審査案件である、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて理事者より説明がありました。まず、仮積替え施設整備工事とシュート及びピットの改良工事の進捗状況と積み替え施設の本施設の今後の稼働までの工事発注及び工程について説明を受けました。次に、三重県伊賀市との廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物搬入にあたっての協議の状況について、協定書の調印され、４月２日からの可燃ごみ搬入が許可されました。協定量は、４、３００ｔでありますとの説明を受けました。次に、紙おむつ専用指定袋の交付状況について、３歳児以下の乳幼児と要介護者、家族介護用品支給者、日常生活用具給付者の交付状況について説明を受けました。次に、ごみ袋収集の一部見直しについて、平成２４年度からは、すべてのごみ・資源物は、年末年始を除き、平日、祝日の有無に関係なく、カレンダーどおりに収集していくことにしますとの説明がありました。委員より、祝日のごみ収集に伴う収集体制について、環境保全負担金について、収集車の悪水対策についての質問があり、理事者より一定の答弁がされています。

次に３月定例会の付議予定議案について説明を受けました。１、地域の自主性及び自立性を

高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてと、各課報告事項の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する要綱について、厚生常任委員会に係わる、し尿処理施設及びごみ処理施設における技術管理者の資格について規定の整備を行うとともに文言の整理を行うものであります。そして斑鳩町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱について、補助対象地域の明確化をするものでありますという一括説明を受けました。委員より条例改正に伴って斑鳩町が受ける影響と交付金、補助金、交付税の流れについて質問があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、市町村民税の所得割りや所得税の税に計算について国の通知に規定する保育料に準ずるという文言を付け加えるものであると説明がありました。委員より、斑鳩町の保育所の条例定員数の件と今後それに対する斑鳩町の考え方について質問がありましたが、理事者より一定の答弁がされました。

次に、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、平成24年度から平成26年度までの保険料率を定めること、また、被保険者本人が市町村民税非課税である場合の保険料を軽減する特例を設けることの規定について本条例の所要の改正をするとの説明を受けました。委員より財政安定化基金の国、県の考え方と介護報酬の保険料設定への影響について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。以上、3月定例会に付議が予定されている事案の概要であります。

次に、各課報告事項について、斑鳩町難病患者等ホームヘルプサービス事業実施要綱について、難病患者等に対し、ホームヘルパーを派遣し必要な家事援助等を実施することに係わる必要事項を定めるものであるとの説明・報告をされました。委員よりサービスの申し込み・相談について質疑があり、一定の答弁がされました。次に、斑鳩町身体障害者相談員設置要綱と、斑鳩町知的障害者相談員設置要綱について、奈良県が設置している身体障害者相談員と知的障害者相談員について、市町村がこれを設置できるようになったことから、本町設置にかかる必要な事項を規定するための要綱を制定するものである、と説明・報告されました。委員より相談員の謝金について、委嘱する時の人選について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。次に、斑鳩町国民健康保険一部負担金減免等取り扱い要綱について、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応の方策として、国の基準に従い、奈良県の統一した基準をもとに要綱を制定するものであると説明報告されました。次に、後期高齢者医療保険料の改定について、24年度、25年度の保険料率について説明・報告されました。次に、斑鳩町ロタ

ウイルスワクチン接種費用助成交付要綱について、ロタウイルスワクチン予防接種に対して、一部助成を町単独事業で行う要綱を制定するものであるとの説明報告がありました。委員より、ワクチン接種費用と接種方法について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、斑鳩町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱について、県の公費助成、体外受精及び顕微受精の対象とならない不妊治療、不育治療に町単独事業として一部を助成するものがあります、との説明・報告がありました。委員より、新年度予算の算出方法について質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。次に、平成24年度新規事業等について、当委員会予算に関わるものについて説明・報告をされました。次に、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について説明・報告されました。委員より、自立支援法の改正に伴う電算システム改修費について質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。次に、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について説明・報告されました。次に、平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明・報告されました。委員より、介護保険の電算システム改修費について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。次に、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明報告されました。次に、NPO法人あゆみの家が24年度より障害福祉サービス事業者に移行することにもない、あゆみの家の使用料徴収について説明・報告されました。次に、高額療養費の限度額適用認定にかかる現物給付制度が平成24年度から外来診療分へも適用になると説明・報告されました。以上、各課報告事項について終わります。

その他について、委員より幸前自治会公民館新築について、ごみ収集車の安全教育について質疑され、理事者より一定の答弁がされました。

以上、厚生常任委員会の審査内容についての概要報告であります。詳細につきましては会議録をご一読いただきますようよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

5番、伴委員長。

○総務常任委員長（伴 吉晴君） 2月21日、全委員出席のもと総務常任委員会を開き、閉会中における継続審査案件及び総務常任委員会所管にかかる事案について報告・説明を受け、必要な審査・質疑を行いましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。はじめに理事者より斑鳩町文化財センターの運営について説明がなされ、冬季企画展として「太子ゆかりの法輪寺の謎にせまる―法輪寺出土品展―」を2月2

3日から3月27日まで開催し、内容としては、法輪寺が所蔵されている瓦や法輪寺境内における発掘調査での出土品の展示を通じて、法輪寺の創建説などを紹介する予定であると説明がありました。次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。史跡中宮寺跡整備検討委員会を去る1月23日に開催し、整備内容を塔や金堂の基壇の跡を復元的整備地区としてはどうか、また、その他の区域については住民の皆さんがくつろげるような緑地整備広場地区や現状の田の形態を残す環境保全地区、いろいろな催しができる多目的広場などのエリアで区分するゾーニング計画等の整備計画案、また住民の参画については、地元の代表や学校関係者など地域住民の意見を聞き、その意見を検討委員会で審議することなどを現在検討しているとのことでした。次に、斑鳩町と小田原市との文化交流として、小田原市郷土文化館において、2月25日から約1ヶ月間を会期として、法隆寺若草伽藍跡西方の調査の焼けた瓦や壁画片等、町内の遺跡より出土した飛鳥時代の遺物を展示する「飛鳥時代の斑鳩と小田原」を開催するとの報告を受けました。委員より、中宮寺史跡跡の整備で、地元住民の声はどのようなものがあるのかについての質問があり、理事者より、今後確認していくと答弁がなされました。

以上が継続審査案件に関する概要であります。

続きまして、3月定例会の付議予定議案について、当委員会所管にかかわる事案について説明がなされました。まず、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、本法律が今年度公布されたことから、これまで国が決定し、市町村に義務付けされてきた基準や施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自らの判断で決定し、自らの責任において運営することにより、地域のニーズや実情に応じた行政サービスの提供を行おうとするものであり、本町においても、この改革の趣旨を踏まえ、これらの法改正に伴い、条例等の規定整備が必要になるものにつき整備を行うとの説明を受けました。

次に、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例については、第4次総合計画に掲げる「住民と行政による協働のまちづくり」を推進し、斑鳩らしい協働のあり方を審議するため、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会を設置するもので、主な制定内容は、委員数は10名以内で委員の構成は学識経験者、公募によるもの、その他町長が必要と認めるものとし、任期は2年という説明がなされました。委員より、学識経験者はどのような方を考えているのかという質問があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会及び斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を設置することに伴い、当委員会及び当協議会委員に支払う報酬及び費用弁償を定めるため、本条例

において所要の改正を行うものと説明がなされました。

次に、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、教育長について、当分の間、給料月額100分の3に相当する額を減じるもので、具体的には教育長の給料の改正前月額57万円、改正後給料月額は55万2,900円、比較してマイナス1万7,100円となり、今回、町長・副町長及び部課長の給料等の減額処置との均衡を考慮し減額措置を講じると説明を受けました。委員より、一定の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定処置法の一部を改正する法律」及び「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が、昨年12月2日に施行されたことから、本条例において、所要の改正を行うものと説明を受けました。

続きまして、斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例については、斑鳩町立青少年野外活動センターは、青少年に対し野外活動を普及奨励して心身の健全な発達を図るため、昭和60年に開設し、本町の青少年健全育成の推進に寄与してきたが、開設してから現在まで、大雨による3度の土砂崩落災害が発生していることから、今後の利用者の安全面を考慮するなか、廃止するものと決定したことから、本条例を廃止するものと説明がなされました。委員より、一定の質疑があり、理事者より一定の説明がなされました。

以上が、3月定例会に付議が予定されている事案についての概要であります。

続きまして、各課報告事項であります。はじめに、臨時職員の賃金の改定についての報告があり、教育の充実を図るため、30人学級を推進するとともに幼稚園教育の質の向上のため、担任を持つ4年制大学卒業程度の学力を有する学校臨時講師を月額21万7,300円、担任を持つ4年制大学卒業程度の学力を有する幼稚園講師を月額20万3,700円、担任を持つ短大卒業程度の学力を有する学校臨時講師を月額19万6,800円、担任を持つ短大卒業程度の学力を有する幼稚園講師、月額18万6,300円と、それぞれの区分に応じた賃金を定めると報告がなされました。委員より、ボーナスは支給されるのか、通常の本採用されている教員の方の給与とどれぐらい差があるのか、などの質疑があり、理事者よりボーナス分として年間2.2ヶ月あることや、県の講師であれば大卒後3年ぐらいの賃金に合致する形で考えている等の答弁がなされました。

続きまして、斑鳩町公民館分館活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱についての報告があり、主な改正内容として、題名の変更があり、斑鳩町公民館分館活動補助金交付要綱を斑鳩

町生涯学習活動補助金交付要綱に改め、また、補助金対象額として、1事業で1万8,000円、2事業以上で3万6,000円と明記したと報告を受けました。

次に、斑鳩町青少年野外体験活動に対する補助金交付要綱についての報告があり、斑鳩町青少年野外活動センターの廃止に伴い、青少年の健全な育成を目的とする団体の事業として、国及び地方公共団体が設置した野外活動施設を利用した際に、補助金を交付することにより野外活動の推進を図る目的で、この要綱を制定するもので、この要綱の内容は、青少年とは6歳以上18歳未満のものとし、団体は町内に存在すること、補助金の額は事業の実施に必要な交通費の経費の2分の1とし、限度額は公共交通機関を利用した場合、1人に付き2,000円、貸し切りバス、レンタカーを利用した場合、1台に付き6万円、自家用自動車を利用した場合、1台に付き1,000円を限度とするとの報告がありました。委員より、県内にある野外活動を行う公共施設の使用料は無料なのか、今まで町内の施設を利用していた団体の理解は得られているのかなどの質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、続いて、平成24年度税制大綱（地方税関係）の概要についての報告があり、特段の質疑はありませんでした。

次にインフルエンザに伴う学級閉鎖についての報告があり、インフルエンザの流行に伴う学級閉鎖を行うことで感染拡大しないように努めた、2月10日以降は、学級閉鎖がなく、その発生状況が収まっていると報告がなされました。委員より、インフルエンザが原因で入院した子どもはいなかったのか等の質疑があり、理事者よりインフルエンザが原因で入院した子どもはなかった等の答弁がありました。

次に、平成24年度新規事業等について報告があり、委員より一定の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

その他の報告として、幼稚園教諭の採用試験結果として、一次試験は19名の応募者中6名の合格者、二次試験は6名中2名の合格者とした報告がなされました。

以上が閉会中における総務常任委員会の審査内容についての概要報告であります。なお、詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程6、予算決算常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における予算決算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。13番、里川委員長。

○予算決算常任委員長（里川宜志子君） それでは、予算決算常任委員会の委員長報告をさせていただきます。さる2月22日（水）に全委員出席のもと、委員会を開催いたしましたので、

概要のご報告をさせていただきます。

1つ目として、継続審査の(1) 予算補正を必要とする事務事業についてを議題といたしました。3月定例会に提案を予定されている一般会計及び各特別会計にかかる補正予算について、あらかじめ説明を受けました。まず、①平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、企画財政課長から、歳入歳出予算の総額に1億640万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ83億7,213万1,000円とするもので、歳入、そして各款ごとの歳出について説明を受けました。委員からは、1として、火葬場の周辺対策費で、三井地区の水路改修があがっているが、対象となる事業はどのように設定しているのか、また、周辺対策費に年間どれくらい使っているのか。地元要望というだけではなく、対象となる事業の明確化などについて。2つとして、補償をする自治会の要望に対応するにしても、水路・道路など他地区にかかるような場合はどうなるのか。そういうエリアの考え方について。3つとして、補償の場合の地元との覚書の締結について。4つとして、町民税の減額については、個人住民税ということであがっているが、法人税の方はどうなっているのか。5つとして、寄付金のふるさと納税の内訳と今後の拡充の広報・啓発について。6つとして、たばこ税増となったのはどういう要素があるのか。7つとして、年度途中で人事異動影響額があるが、どのような異動がおこなわれているのか。8つとして、JR法隆寺駅周辺については、土地の取得ができなかったり、繰越明許があたりしているが、事業の進捗についての考え方などの質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、②平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とし、国保医療課長から、歳入歳出予算の総額に94万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ34億7,276万9,000円とすることの内容について説明を受けました。委員からは、財政安定化支援事業繰入金が大きくマイナスになっていることについてなどの質疑があり、一定の答弁がされております。次に、③平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、福祉課長から、歳入歳出予算の総額に5,079万8,000円を追加し、予算の総額を17億3,850万8,000円とすることの内容について説明を受けました。委員からは特段の質疑はありませんでした。次に、④平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、国保医療課長から、歳入歳出予算の総額に439万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,023万7,000円とする内容について説明を受けました。委員からは、1として、特別徴収が増になって、普通徴収が減になっている要因について。2つとして、普通徴収の滞納繰り越しについて

などの質疑があり、一定の答弁がなされております。次に、⑤平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、水道課長から、企業債償還の額の確定による増額補正の内容について説明を受けました。委員からは、特段の質疑はありませんでした。以上が継続審査について一定の報告を受けたという内容で終わらせていただいております。

続いて2番目のその他についてを議題としましたが、委員からは特段の質疑はありませんでした。

以上が閉会中に開催いたしました委員会の概要です。詳細につきましては、会議録にまとめておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程7、報告第1号 監査結果報告についてを議題といたします。

辰巳代表監査委員の報告を求めます。 辰巳代表監査委員。

○代表監査委員（辰巳忠次君） それでは、先日、実施いたしました平成23年度定期監査の結果をご報告いたします。お手元の定期監査結果報告書のとおりでございますが、要点について簡単に補足しておきたいと思っております。

定期監査結果報告書、1ページ、2ページ、3ページ。2ページからでございますが、まず監査の概要でございます。1、監査の実施期間。2、監査の実施者、監査対象、監査目的、着眼点、監査手続というふうに書いておりますが、監査の実施期間は平成24年1月30日から2月3日まで、会議室におきまして各部課からお見えいただきまして監査手続を実施いたしました。その監査実施期間は、実際に監査手続を実施した日数でございますが、それ以外にその後2月7日から2月14日まで、いろんな分析的手続を行って、あるいは監査調書を整理したり、あるいは監査結果のまとめを行ったりするのに日数を監査委員と事務局職員によりますその後の監査のまとめの日数を要しておりますが、そこには入っておりません。

監査の実施者、監査の対象、監査の着眼点、監査手続は記載のとおりでございます。

3ページ真ん中、監査の結果でございますが、定期監査は、地方自治法、その表題のところに書いてあります199条第4項の規定によるわけでございますが、その目的は、監査委員は地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営にかかわる事業の管理を監査すると。これを毎年度、1回以上、期日を定めて監査をするということになっておりますので、その法令の根拠どおり事務の執行及び事業の管理ということに監査目的をおいておりますので、監査結果はそのようなふうにさせていただきます。

ちょっと読み上げさせていただきます。「監査の結果。予算の執行及び事業の管理状況。監

査の結果、監査の対象となった各課等の予算にかかる財務に関する事務は以下のとおり適正に執行され、また、水道事業にかかる経営も適正に行われているものと認められた。なお、帳票、証憑の管理も内部牽制が良好に働いており、各会計数値とも正確に記帳計算されていると認められた。一般会計、各特別会計及び水道事業会計にかかる平成23年12月末日現在における歳入歳出予算の執行状況の概要は次のとおりである」。それが監査結果でございます。

それからもうひとつ、つけ加えまして、飛びますが、15ページにもうひとつ、財産管理の状況というのをあわせてつけ加えております。15ページの上のところに「財産管理の状況」と書いてありますが、財産の管理の状況は「いずれも概ね適正に処理されているものと認められる。なお、本年度も土地開発基金中の現物保有土地の一部を現金化したことにより普通財産が増加しているが、連年の土地取得の結果、遊休化のものも少し目につく」ということなので、この辺についてはまた後ほど少し申しあげたい、つけ加えたいと思います。

3ページの下的一般会計以下のところでございますが、ここより以下は監査の結果の結論に至るまでの説明でございまして、読んでいただければわかるんでございますが、具体的状況の説明ということになるかと思えます。ちょっとつけ加えていきますが、(1)の3ページの下、一般会計でございます。収支の状況もご存じのとおり、予算現額は前年度が86億7,600万円です、ことしが84億5,057万7,000円で、約2億2,500万円予算現額は下がっております。それから、執行率、歳入の執行率は前年より少しというか、かなり余っております。これは大口の、大口の歳入であります地方交付税あるいは国庫支出金の執行率がやや高いということで、執行率が上がっているだろうというふうに考えられます。それ以外のところは記載のとおりでございます。

それから4ページにいきまして、歳入の状況、具体的な歳入の状況であります、まず町税でございます。町税は毎年、その予算が下がってきておりまして、本年度も平成22年度の当初予算は町税の予算現額29億5,700万円であったものが、本年度は28億7,850万円と2,700万円ほど下がっております。年々下がってきておりましたが、その前年、21年から22年が1億3,650万円下がってございましたので、やや下げ止まりかなという感じはいたします。なお先日のいただいた資料を見ますと、平成24年はさらにまだ町税は減収の見込みをされておるようでございます。中身を見てみますと、収納率はほぼ、執行率はほぼ横ばいなんです、中身を見ますとそこにも書いてあります、町民税あるいは法人町民税そういった所得課税税額はやはりその不景気が原因か何かということなんでしょうか、12月現在で2,713万円減収となっております。しかし、一方の間接課税というんですか、固定資産税以下の税目については逆に合計で2,907万円ほど増収になっておりまして、予算現額は

下がっておりますが、収納済額は合計で194万円ほど前年比で増収になっておるような状態でございます。これ、結局、収納率がそれだけ上がった、結果的に上がっているのか、上げたから増収になったのかわかりませんが、結果的にその分は収納率にはね返ってきておるといふふうになっております。

それから5ページにいきまして、「その他の税収」でございますが、これはいわば国に入って地方へまた譲与を受けるというような税目で、いわゆるあてがい扶持でこっちで管理できないということでございます。その辺は収納済額あるいは執行率ともほぼ前年並みでございます。特に申しあげるようなことは何もないと思います。

それから「地方交付税」でございますが、これは前年より予算現額が上がっておりまして、収納済額もふえております。執行率が3ポイントほど上がっておりますが、これは予算も上がりましたが、それ以上に収納額が上がっておるということで、この執行率が上がってきておるといふところだろうと思います。

「分担金・負担金」は記載のとおりでございます。特に申しあげることはございません。

「使用料・手数料」は、ずっとそこに6ページにずっと記載しておりますが、予算現額は前年度に対しましてやや増加しておるようでございますが、執行率は下がっておるということで、これは特に原因というのはその真ん中の下に書いてありますように、ごみ手数料の収納率がかなり下がっている。ごみが減量になっているというようなことも、これもひとつの原因かなと思ったりもします。使用料の中でいつも申しあげております住宅の家賃、町営住宅の家賃でございますが、金額はほぼ横ばいではありますが、件数は減っております。しかし、大口の滞納が残っておりますので残ってきておる、金額は余り下がらん。なかなかちょっと長引いておるんでありまして、分納誓約までなかなかいかない。この辺のところもまた後ほど少し申しあげたいと思います。

「国庫支出金・県支出金」あるいは「その他の収入」、それから8ページにいきまして「町債」の状況、この辺は記載どおりと、記載のとおりでございます。

また8ページからの「歳出の状況」、10ページまでの歳出の状況でございますが、記載のとおりで特に申しあげることはないと思います。

それから11ページ以下は特別会計でございます。11ページ、国民健康保険事業特別会計でございますが、予算現額は前年よりわずか増加しております。執行率は、ほぼ横ばいでございます。国民健康保険はそこに書いておりますが、歳入はやや減少、それから歳出はやや、その時点では、監査時点では増加しておるという状態になっておりますが、いつも申しあげておりますように、国民健康保険税、肝心の国民健康保険税は相変わらずわずかでございますが、そ

この上から6行目、7行目ぐらいに書いてありますように下がっております。しかし、一番大きな支出というかそのために制度があるんですが、保険給付額は前年の監査時点は13億1,651万円であったものが、15億2,165万円とかなりの増加、今までにないような増加を見せております。その辺が大きな特徴というんですか、目立つところかなというふうに思います。しかし、いずれ、健康保険、国民健康保険はごく最近まで毎年赤字が続いておったんですが、それが解消してきておるといのはいつも申しあげておりますように高齢者医療制度ができたりしてきておりますので、そういったものを含めた実態が果たしてどうなんだかということとは簡単に分析できないようでありまして、その辺のところはなぜそうなるのかというような、特に今、分析できるようなことでもないように思われます。

それからその次、龍田財産区、この辺は記載のとおりでございます。

それから公共下水道特別会計、このほうも最終的に町の一般会計から繰り入れを行いまして、最終的に収支を均衡させるというところでございますが、余り特に問題等というか、特別に申しあげること何もございませんが、毎年のごとでございますが、新規加入件数を低くいつも見込んでおられますので、毎年それを上回る加入件数が出てくると。ことしも170件というふうに見ておられますが、210件から220件ぐらいに最終的になるのではないかというふうな見込みのようでございます。

介護保険事業特別会計、後期高齢者特別会計は、記載のとおりでございます。

それから、水道事業会計も記載のとおりでございますが、給水収益は年々わずかずつ下がってきておりますが、しかし営業費用のほうも絶えず抑えていっておられるようでございますが、毎年損益は十分に賄える、費用を十分に賄える収入になっているというような状況でございます。そこに書いてありますように、水道事業の経費は、大口のそういった事業費、修繕料、このあたりのコントロール、管理次第で損益はある程度確保できるというふうに現状では見られますので、特に申しあげているとおりの問題はないかなというふうに思われます。

特別会計の状況は、そのようなところでございます。

それから15ページ、最後のところでございますが、「報告に添える意見」ということで少し記載いたしておりますが、この辺も地方自治法第199条第10項では、監査の結果に基づいて必要があると認められるときは、当該地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果の報告に添えてその意見を提出するというふうになっておりまして。そんなことで監査委員の主観であります。少しそこに2つ、3つ書かせていただいております。

「1. 保有財産の効率的運用」という、先ほど財産の状況で少し申しあげたんですが、年々少しずつ財産がふえてきておる。公有財産がふえておって、ことしも元、公社で持っておった

土地を町有資産に移しかえられたんですが、かなり長い間持つておられた土地のようでありまして、簿価は高いけれども時価は非常に安いというような土地を引き取られたということになっておりますが。結局まあ遊休資産がぼつぼつと増加していった、一体的に利用できるようなものでもないようなので、利用するというのはなかなか難しいようなんですが、そこにも書いてありますように、土地というのは日本では非常に貴重な社会資本であって、利用できるような土地は官で持つておらなくても、民が持つてもそれなりにその用途に合った活用をすれば社会資本が有効に活用される。町がそれをじっと持つておると、そのまま遊休資産のままになってしまう。仮に、これを民間に売却しますと、そこで固定資産税が入ってくる。それから、町としては何がし、この今、買い上げた土地でも、時価、恐らく売却しますと3,000万円、4,000万円ぐらいの値段では売れるだろうというふうなところですから、町債の金利から見ると年50万円ぐらい変わってくるかなというふうな、上、下が違うような面もあるから、そういう面から遊休資産をどうかして活用するなり、売却するなりということも絶えず考えていってもらったらいいのかなというふうに思います。

それから16ページ、国は、国も町も財政難ですが、国のほうとしても町へ配分する財源がだんだん乏しくなっていくということで、そういった支出金・補助金よりもひもつきじゃない交付金の方向というのは盛んに今、言われておるところであります。そうなってくると、こちらでどういうふうにそれを効率的に使っていくかということになるんでありますが、前年まで何回かその職員の昇任試験、管理職への昇任試験の受験者が少ないというふうに申しあげておったんですが、あれはちょうどその資格をお持ちになるような階層の年齢の方に女性の方が非常に多いということで、なかなか受けてもらえないというような事情があるそうです。それはやむを得ないかなと思うんですが、管理職にならないならならぬで、ひとつの専門職、スペシャリストとしていろいろ勉強をしてもらって、いろんなそういう施策を企画・立案できるような、そういったスペシャリストをつくっていくということも必要ではないかといったようなことをちょっとそこで申しあげておるところでございます。

それから17ページの「3.その他」の事項でございます。細かいことになるわけですが、そのいろんな町の催しでチケットをお売りになるというような催しがあるんですが、そこでチケットをいろんな町の組織で捌いていかれるんですけども、職員を通していろんな知人に買ってもらう。それはいいんですが、それ以外に、町のいろんな、町との取引関係というんですか、何かそういった関係のあるようなその事業団体というのは事業者、そういった所もまとめて何ぼか引き受けてもらうというようなこともあるようではありますが、しかし、実際には、その券の売れた人数よりも入場者がかなり少ないというようなこと。そうすると義理で

引き受けていただいたと、そういうもの、義理があんまり続いたり何すると、やっぱりそれどうしても貸し借りの機運が生まれないのかな。そういうことから、あんまりそれを続けていいんでしょうかというようなことを、いろんなことをやる、当初は、そらやっぱり何とかして入ってもらう人をふやさないかんから、あらゆる点で入れた。しかし、それをずっと続けていくということは発展はあるのかな。それでやっているほうは疲れないのか、というような感じがいたします。それよりも、内容をそこまでしなくても、来てもらえるような内容にしていく、あるいはPRの方法を通じて、そういった方法をやっぱり考えるようなやり方がいいんじゃないかというようなことをございます。

それから、(2)人材が云々、人材発掘と書いてあります。これ、いろんな委員会、審議会、あるいは各種団体いろんなのがあるんですが、何度かよくお聞きする名前の方々がちょこちょこよく出られておる。あるいは中には長年やっておられる方が。だから、なるだけ新しい方にどんどん登場していただく、あるいは一定の年齢でそういったような所のいろんな役職をお受けいただくのは70とか、いろんなその辺で、ある程度頭の中で意識してもらって、例外はあると思います。その人でなかったらいかんということもいっぱいありますのでね。だけど、平均すればそのようなところで、時々、どんどん、どんどん、新しい方に替わられたほうが新鮮さが、発想が変わるといようなこともあるんじゃないかというふうに思ったりもします。

それから事務処理、最後18ページの事務処理ですが、税金なんかはだんだん、だんだん、そういった厳格化、徴収を厳格化させてきておる。そうすると収納率が上がってきておるといような結果が出ておるのでございまして、何事も住宅家賃の収納にしてもそうですが、住宅家賃も入居者の連帯保証人もおられる。あるいは手続きとして、どうしてもトラぶってきたりすると民事調停を申し立てたりするとかいような一応、手続きは決まっているというか、そういうことになっておるのですが、保証人に請求なさったりしたことも特にないようでありまして、なかなかできない、トラブルの内容でそう簡単にできないこともあるのかもわかりませんが、何事もそういう具合に前へどうしていかないときは、ちょっとずつ進めていくといようなことがかえっていい場合もあります。なるだけ、そうならないほうがいいんですが。あるいは、例えば、ことしも後期高齢者の保険料なんかで非常に平成23年度予算に繰越滞納分の歳入が非常に予算よりはるか超えた歳入が出た。何でこういうふうに急にふえたんですかとお聞きすると、従来はちょっと納付相談とかそこまでしてなかったというか、してる余裕がなかったというか余りしなかった。ところがことしそういうことをやりますと、皆さん、皆さんではないですが、分納誓約で払ってくれはるのでようけふえました。それで入ってきました。ちょっとしたことでそういうぐあいに変わっていくわけでありまして、事務の処理というのは、

できるだけ正規のものを考えていただいて、それに近いところで秩序的に余り甘くならないように、多少秩序的に進めていくということも必要ではないかと思います。

定期監査の結果は、そのようなどころでございますが、引き続きまして、もうひとつのほう、財政援助団体の監査結果報告を少し申しあげておきたいと思います。

このほうも、地方自治法第199条第7項に、「監査委員は必要があると認められるときは当該地方公共団体の補助金、その他財政的援助を与えているものの出納、その他事務の執行で、当該財政援助団体にかかわるものを監査することができる」ということになっておりまして、別にしなければならないものではないようですが、長年、このほうも監査をしてきておりますので、本年もそういった援助先の中から一部選定いたしまして監査を実施いたしました。

従来は大口の財政援助先、商工会でありますとか、シルバー人材センター、あるいは観光協会等の大口の所を監査いたして、循環的にやらせていただいていたんですが、今回ちょっと少額の先を少し数をふやして選定させていただいて見させていただくというふうにいたしました。

そこの2ページの真ん中の「監査の実施日」のところに書いてありますが、上の9団体、9団体を選定したんですが、これ全部、これ、監査に行くわけにもなかなかいきませんし、結局、町のほうへ2団体ほど来ていただいて書類を拝見し、あるいはその他の団体につきましてはいろんな報告書類の審査というか、いわゆるレビューというような手続で、正式に監査という、我々が監査という本来の監査からいうとこれ監査とは言えません。どちらにしてもレビューに近いものであって、監査といいますといろいろなそういう帳簿を照合するとか、あるいはいろいろな財産類を実際に実在しているかどうか見るとか、あるいは銀行預金を全部見て銀行の預金の実在しているとか、いろいろな手続きを行って初めて監査というんですが、単なる書類レビューです。ほとんどの書類レビューです。

監査の概要は、そこの2ページから3ページに書いたとおり、記載のとおりでございます。

要は、監査の目的というんですか、監査要点はそこに書いてありますが、財政援助先が、その事業が公益性を持っておられるかどうか。あるいはそういった目的に従って補助をした資金が使われているかどうか。その辺を確かめさせていただくというところで見させていただきました。

監査の結果でございますが、3ページ以下長々とだらだら書いておりますが、特にとりたてて大きな問題があるわけではありません。ただ、対象先の団体の数が多いために少し文章が長くなっておるといようなことでございます。わずかな補助額、中には後ろの表を見てもらったらわかりますように4万1,000円程度の補助を出している団体も、その団体の中に2、

3あります。大きな100万円超えるのがありますが、せいぜい30万円、50万円程度の補助でありまして、そこまで、こちらも立ち入って言うようなことでもありません。ただ、言ってみれば、こういうことは少し気になりますな、あるいは何かのときにちょっとお話しなされたらどうですかという程度のことだろうと思います。

監査の結果は、4ページの真ん中の上でございます。「各団体の補助金に係る出納その他の事務は、監査の実施した範囲において概ね適正に処理されているものと認められた」。また、生涯学習課及び観光産業課、担当部署ですね、担当課の補助金にかかる執行についても適正に執行されているものと認められたということでございます。

以下、改善ないし検討事項でございますが、4ページの(1)のところでございますが、わずかな金額でございますので、それだけのことで有効性が果たしてどのぐらいあったのかなという面もあるのではないかと。だから、長年ちょっとずつ減額してこられております。前はもう少し高額であったように思いますが、小刻みに減額されておりますが、実際には、何かのときに有効性をよく見直してメリハリをつけて、徐々に下げていくのもいいんですが、そういったようなことも、何かのときに見直されるべきではないかというふうなことを、総論的なことを申しあげております。

それから5ページ以下、団体の、各団体の運用面でございますが、ポイントだけちょっと申しあげておきたいと思っております。5ページの(2)①の予算超過支出の存在、これはもう民間のその辺の団体、もう自治会であろうが、どこであろうがほとんどそうなんです、予算というのをお持ちなんです。前の年の総会で必ず予算を承認して、明くる年はそれを執行して事業をしていかれる。ところが、どこへ行っても共通しているのは、予算の超過支出がぼんぼん出てくる。予算を超過して支出するなんていう、予算というのは、なぜその総会に承認までかけてまで、承認までしているのか。その辺が、日本人の一番悪い癖のようでありまして、民主主義の考え方がその辺非常に薄い。民主主義というのは、大勢の組織を各人が動かさないから、代表にどなたかになってもらって、一定の目的の範囲で事業をしてくださいよというような許容範囲。そのための事業にはこれ以上のお金を使ってもらったら困りますよ、この範囲でやってくださいというのが予算というものであって、それを1円たりとも超えようと思うと予算を補正する、あるいは予備費を流用するという手続き以外はしてはいけないんですよという考え方を持ってもらわないかんのに、それが薄いですね。だから、その辺は役所もかんでおられるんだから、そういうようなことはあんまりないほうがいいというような考え方というか、指導力というか、そういったものをお持ちになるべきではないか。日本人は悪い癖で、もう任せたら、白紙一任、全部任して一任やという考え方があって、そんな細かいこと言うなというようなこ

とが、民主主義と考えると、日本の民主主義の社会ではそもそもがそうであって、選んだんや、そこまで口出しすなという、こういう考え方があるんですが、民主主義の考え方からするとちょっと違うという。その辺はどうかということ、任されたら何をしてもいいという考え方、それはちょっと違いますよというのがそこに書かせていただいているところです。それから5ページの下から6ページにかけて、これは各種団体、会計で収支ゼロ円になってしまうようなぎりぎりまで走っておられる団体もある。片一方で繰越金がいっぱい余らせてる団体もある。町が出した補助金以上の繰越金をお持ちの団体。そうすると、その繰越金を足すために結果的に補助金になってるんやから、そこまで要るんかなという。そりゃ、要ると必ずおっしゃるんです。来年にこんなお金が要るからというふうなことで持っておられる。それはその前のところの4ページの上のところにも書かせていただいているんですが、いろんな目的でちょっと持っておきたいというのがある。それはそれでそうすると基金とか、特別会計というような何かちょっと別に項目をつくって区分して、それはそれでこのために要るんです、だからこれだけ持っとくんですという、そういう繰越していくお金の予算というか管理のシステム持って、そこでその予算決算を同じように承認していくというふうにするべきであって、そのふつうの運営の一般会計からそういうものをごちゃまぜにして、していくというのはあんまりはっきりしない、よくないんじゃないか。片一方でまた、ぎりぎりまで走っておられる団体があって、そうすると会費が入ってくる、あるいは町が補助を出す補助金をもらうまではお金がないから何もできない。役員を立てかえるというようなこんなことになる。いずれも、どちらも問題があるところでありまして、どんな団体でもやっぱり1か月分か2か月分でも繰越金は持たないと運営できない、その辺をよくご理解なさって、そういう会計をしていくべきじゃないかというふうに思います。今言うように、翌年に要るお金を、そこで、ある団体なんか、翌年で計画している事業のキャンセル料が出ますねんと。キャンセル料が要るからお金ありませんので持っておきますというふうな、そのための積立金を持っておられたりする所がありますが、それはその辺お読みいただいて、あんまりそんなことをやいやい言うもったんでは長なりますので。以下、耕地協会と元気クラブさんは役員さんにお見えいただいて、いろいろなお話聞かせていただきました。

耕地協会さんのほうは、農業基盤の整備事業の推進というふうなことで事業目的をもっておられます。そのためには先進地視察するんだというふうに事業目的、内容として入っております。そんなことで毎年、先進地視察を行っておられます。毎年度、いったんその会費収入とか、あるいは町の補助金あたりで若干足りなくなりますので、前からお持ちになっております基金をお使いになる。そういった基金はどう使うのかというような、本来、基盤の整備か何かのときに使うべきで持っておられたんやないかなと思うんですが、その辺がどういうふうに今後し

ていかれるのか、財政計画、そういったものもお持ちになってその辺の使い方も考えていただいたらいいんじゃないかと。それから、その7ページの上のところに書いてあるんですが、この耕地協会の構成員は水利組合長あるいは土地改良区理事長に個人の資格で組織なさっておるんですが、そういうことからかどうかは知りませんが、その先進地視察は知識向上の目的やとか、そうするといろんなこう母体は水利組合であるのに、何かその代表の方が行っておられる団体で、そういった組合長さんあたりの知識を向上するという、何かばらばらでそれで水利組合そのものがどうなるんだと、そういう個人の能力がアップしたものが組合にどう反映するのかなという、そういった何かちょっと矛盾しないかなというような感じがいたします。これはこれでいいんでしょうけどね。そういった見る限りはそういうふうな感じがいたします。

それから、いろんな農業政策で、いろんなそういうほかのここの観光産業課でもやっておられる企画もありますし、ほかの団体もあるし、いろんな農協もありますし、いろんなそういう農業団体あるんですが、いろんな所でいろんなことをなさっている。町としては相当予算を割いておられますけど、全体として、それが個々ばらばらであちこち通って出ていくんですが、体系的に総合して、それらをずっとまとめてどのぐらい、その農業政策に過去やってきたことがどうなっているのかという、そういったようなところでいくと、何か一遍検討してみるというような、何かそういうものがないのかなあ。そうすると、こういうものもよくわかるんだけど、というふうに思うわけでございます。その辺をちょっとその辺に書いてあります。

それから、元気クラブいかるがさんですが、相当の事業規模でありまして、そこで平成23年度の予算は1,791万円という相当のボリュームがありますが、その中で20万円町が補助しておるだけであります。しかし、そこに8ページの上にかかせてもらっておるんですが、今は、現在、t o t oという所から補助金を、助成をもらってやっておるんですが、それは5年間という区切りがあって、その後も助成はもらえるそうなんですけど減っていくというようなこともあって、今の規模の事業をしていくと資金が足りない。そこで貯めていかないかということで、毎年、これ繰越金をふやしておられて、ことしは予備費で予算をとっている。これは繰越金に充当する繰越金になるだろうというようなものなんだろうけども5百何万円というものが余ることなんです。で、20万円出しておられますけど、相当のようけお金が余ってくる。金がいっぱい余っていくと20万円出してどうなんやろと、その余ってる繰越金に足すだけやないかというような、その表面上見たらそうなんです。しかし、実際は向こうさんは補助金もらわんと困りますとおっしゃっておられるから、だからそれだけの意味があるんですけれども、形式から言うと余っていく繰越金にまだ上へ乗せるような補助金を出してるということになるんで、どのぐらいそれが有効性に結びつくのかなという表面的に形式的に少しど

うでしょうかというようなことを申しあげている、長期的に財政がそういうぐあいにして、難儀になっていくというのだったら、長期というか、せめて中期的にそういった事業計画等財政計画を組んで、そのためにこれを基金として持っておく。それをこういうふうにして取り崩していくんだという、その辺を明らかにして事業計画を、あるいは予算に、その決算、あるいはその辺で明らかにしてする、これが今日の情報公開あるいはディスクロージャー、盛んにそれから運営者の説明責任、アカウントビリティといいますが、そういった任された人の果たすべき責任といえますか、説明責任というのはそういうことではないのだろうか。

かたいことばかり申しあげたようなんですが、感じたこと、私の監査委員としての、主観に渡る面というふうになるかもわかりませんが、監査委員としての主観、一応意見を申しあげたいというふうに思っております。

長くなりました。すみません。失礼いたします。

○議長（嶋田善行君） これをもって報告第1号 監査結果報告についてを終わります。

辰巳、中川両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行していただき、本日また詳細な報告をいただきましたことに厚くお礼を申しあげます。

なお、辰巳代表監査委員には、監査結果報告終了後退席を申し出られておりますので、これを許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時12分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

これより、平成24年度施政方針の説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成24年第1回斑鳩町議会定例会の開会に臨み、町政運営にあたる所信の一端を申しあげ、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、議員の皆様のご出席を賜り、平成24年度予算をはじめとする重要案件についてご審議をいただくことができますことに、深い感慨と責務の重大さを痛感いたしております。

斑鳩町は本年、町制施行65周年を迎えることができました。昭和22年の町制施行以来、本町は、四季折々に美しい姿に変化する豊かな自然、そして数多くの歴史的・文化的な資産が現在もなお、人々の生活とともに息づくまちとして発展してまいりました。

これも、ひとえに、先人たちのふるさとへの愛着と情熱、たゆまない努力によって成し遂げられたものと、深甚なる感謝と敬意を表すところであります。

さて、昨年を振り返りますと、3月11日に発生した未曾有の東日本大震災、今なお収束が

見えない原子力発電所の重大事故をきっかけに、これまで築いてきた日本の社会のあり方に大きな問いかけがなされた年となりました。また、紀伊半島に甚大な被害をもたらした台風12号、相次ぐ集中豪雨など、私たちが、日本列島という、自然災害が頻発する地域に生活しているということを、改めて思い知らされた年でもありました。

東日本大震災は、一瞬にして多くの尊い人命を奪いました。私たちは、自然の力の前では、いかに人間の力が弱いものであるか、また、人の命の儚さと、愛する家族を失い、自分ひとりが生き残る無念さを思い知らされました。同時に、「人が人を思いやる気持ち」の強さと「地域の絆」の大切さにあらためて気づかされました。この大震災は、人々を守り育てる「地域社会のあり方」を私たちに問いかけているように思えてなりません。

先人たちは、戦後の厳しい状況から互いに助け合い、励まし合いながら、日本の目覚ましい成長・発展を成し遂げてきました。しかしながら、今日の日本の現状は、物質的豊かさと利便性を追求するあまり、精神的豊かさと感謝の心を失いつつあります。さらに、あらゆる場面で行き詰まりと混迷の度合いが深まり、先行きの見えない状況が続いております。

この閉塞感を映すかのごとく、社会的な不安や将来への絶望感から、「自殺」「暴力・虐待」「心の病」が増加する悲しい社会となっております。

このような社会にあって、私は、ともに支えあう気持ちを持ち寄り、心を一つにできる、そして人々の日常生活の営みや生き方を大切にするまちづくり、さらには、次代の担い手である子どもたちが健やかに育ち、安心して暮らせる社会の実現こそが、今、私たち自治体に課せられた最大の使命であると考えております。

幸いにして、私たちのまち・斑鳩には、聖徳太子の「和の精神」のもと、先人たちがたゆまぬ努力で守り受け継がれてきた、世界に誇れる歴史的・文化的な資産があります。

私は、これらの素材をしっかりと活用し、「斑鳩の地に生き、暮らすこと」、「家族や地域とのつながり」、「人と自然とのつながり」をしっかりと受け止め、そして、家族を原点とした地域社会が支え合って、ともに生き、ともに育むまちづくりをすすめてまいります。

さて、平成24年度予算案の編成にあたりましては、東日本大震災の影響や欧州の金融・財政危機をはじめ米国経済の先行き不安、円高など景気が下ぶれするリスクを抱え、景気回復は見込めない状況にあるなかで、健全財政の維持について配意しながら、第4次斑鳩町総合計画の着実な実現に向けて予算を編成しております。

平成24年度予算案は、一般会計で総額82億5,000万円を計上しております。前年度と比較して、4億8,000万円、6.2%の増となっております。

また、一般会計、特別会計及び企業会計の6会計をあわせました総予算額は、

160億5,560万4千円で、10億4,749万6千円、7.0%の増となっております。

それでは、第4次斑鳩町総合計画の基本施策の柱に沿って、平成24年度の主要な施策についてご説明申しあげます。

第1の柱は、「文化の香り高く心豊かなまちづくり」であります。

第1は、「歴史文化」についてであります。

本町は、古墳や古代寺院をはじめとする歴史文化遺産の豊かなまちであり、これらを後世に保全・継承していくことは、私たちの責務であります。こうしたことから、本町の歴史や文化の調査・研究の拠点として、また情報発信の拠点である斑鳩町文化財活用センターにおいて、国宝藤ノ木古墳出土品の里帰り展をはじめ、聖徳太子ゆかりの古代寺院や古文書といった本町に関わりのあるものをテーマにした展示会や「こども考古学教室」の開催を通じて、住民皆様へ本町の歴史や文化の情報発信に努めてまいります。また、史跡中宮寺跡の整備は、整備計画における基礎資料となる発掘調査成果のとりまとめを行い、史跡中宮寺跡整備検討委員会などのご意見をいただきながら、保存だけでなく活用を視野に入れた整備計画の策定に取り組むとともに、町指定文化財候補の瓦塚古墳群につきましては、航空測量による墳丘測量調査や範囲確認のための試掘調査などを実施してまいります。

第2は、「文化・芸術」についてであります。文化・芸術の拠点施設である、いかるがホールは、本年で開館15周年を迎えます。さまざまな分野において質の高い文化・芸術に、身近にふれる機会を提供してまいりましたが、今後も、文化・芸術の拠点施設として、劇団いかるがや和太鼓いかるがの公演、斑鳩の里大学に加え、新年度では、世界的に活躍するニューヨーク・シンフォニック・アンサンブル公演の開催などを通して、斑鳩が持つ独自の歴史的文化を大切にしながら、新しい文化・芸術の創造を図ってまいります。また、公民館教室をはじめとする各種教室の開催や自主グループ、文化・芸術団体に対して活動支援を行うとともに、今後も引き続き、住民皆様が文化事業の企画や運営に参加できるよう、情報提供の充実や参加機会の拡充、活動の支援を行い、地域と連携した文化・芸術の振興に努めてまいります。

第3は、「生涯学習・生涯スポーツ」についてであります。生涯学習では、公民館は、住民が学習し、交流を深め、さらに社会教育関係団体が連携する場であり、また、図書館は、地域の人々に読書をはじめとする各種情報サービスの提供の場として、本町における社会教育活動・生涯学習の拠点となっております。最近では、住民の学習ニーズが多様化・高度化する傾向にあるなか、公民館・図書館が果たす役割は益々大きくなってきており、公民館では、ニーズに応じた教室・講座の開催や自主グループの育成・支援など学習機会の拡充に努めるとともに、図書館においては、図書資料の収集に努め、また、気軽に立ち寄っていただける施設とし

て運営してまいります。また、生涯スポーツにつきましては、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が昨年50年ぶりに「スポーツ基本法」として大きく改定されました。スポーツは、体力づくりや健康づくりのみならず、地域間の交流や地域社会の連帯に大きな役割を果たすことから、各種スポーツ教室の充実やクラブの育成支援を通して、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しみながら取り組める生涯スポーツのより一層の推進を図るとともに、指導者の育成や確保に努めてまいります。

第4は、「学校教育」についてであります。まず、時代に応じた教育内容の充実につきましては、現在、小学校第1学年から第3学年まで、中学校では第1学年に導入している本町独自の施策であります30人学級を、新年度からはそれぞれ1学年ずつ拡大し、小学校は第4学年まで、中学校では第2学年まで導入するとともに、新学習指導要領に基づく教育課程を適切に編成し、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、課題を解決できる思考力、判断力、表現力など「生きる力」を育み、主体性や個性を生かす教育を進めてまいります。また、子どもたちが地域に愛着と誇りを持ちながら、心豊かに育つように、貴重な文化遺産を活用して、伝統や文化への尊重、郷土への愛着を育んでまいります。さらに、子どもたちが自分の健康や体力に関心を持ち、正しい食生活、運動習慣などの定着を図り、バランスのとれた健やかな体力づくりに積極的な取り組みができるような教育を推進してまいります。次に、教育環境の整備・充実につきましては、校舎の耐震補強工事について、国の第3次補正を活用することにより、平成24年度以降の計画を、順次、前倒しして実施できることから、当初、平成26年度までに全ての校舎の耐震補強工事を完了するとしていた計画を、1年早めた平成25年度までに完了することとしております。また、相談体制の充実では、いじめや不登校などの児童・生徒の心の問題に適切に対処するため、斑鳩中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、発達遅滞に不安を抱く保護者を支援するため、就学予定児の教育相談に努め、支援が必要と思われる幼児の円滑な就学を進めてまいります。

第5は、「人権・平和・多文化共生」についてであります。今なお、差別や偏見など人権に関する課題が存在しています。最近では、児童虐待をはじめ、ドメスティック・バイオレンスや高齢者に対する暴力など、近親者などによる人権侵害に関する事件が多発しています。これら複雑化、多様化する人権問題に対応するため、人権教育・啓発活動の各実施主体相互の連携強化による総合的な取り組みを推進し、住民一人ひとりの人権尊重意識の高揚に努めてまいります。次に、人類共通の願いである世界平和であります。イラン核兵器開発疑惑や米国の核実験、北朝鮮のミサイル発射など、依然として、道のりは険しく厳しい現状があります。しかしながら、本町が加盟している「平和市長会議」においては、世界153ヶ国から5,111の都市

が加盟され、2020年までの全世界での核兵器廃絶をめざす「2020ビジョン」の積極的な展開を図るなど、世界の都市と連帯し、世界恒久平和の実現を訴え続けています。本町におきましても、引き続き、「平和市長会議」並びに「斑鳩町非核平和宣言」の趣旨にのっとり、真の平和の大切さを住民皆様とともに考える機会のひとつとして、図書館における「戦争と平和」をテーマとした図書展示の開催、さらには、核実験の実施に対して議会とともに抗議文を送付するなどの行動を実践してまいります。

第6は、「男女共同参画」についてであります。斑鳩町男女共同参画推進計画「女(ひと)と男(ひと)が輝く未来計画」に基づき、男女が社会の対等な構成員として、その個性や能力を發揮し、社会のあらゆる場面で活躍することができる社会をめざし、男女双方の意識改革や子育て・福祉サービスなどの生活支援に向けた取組みを進め、男女共同参画が可能な環境整備に努めてまいります。

第2の柱、「すこやかに生き生きらせるまちづくり」であります。

第1は、「健康づくり」についてであります。まず、健康づくりの意識啓発と活動支援では、住民皆様が健やかに心豊かに生活できる活力あるまちづくりをめざし、「斑鳩町健康増進計画」に基づき、「食べる」「動く」「たばこ」「健康管理」「休養とこころの健康」の5つの分野で取り組んでまいります。また、食生活をめぐる環境が大きく変化しているなか、栄養や食文化など「食」に関する知識と健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、本年2月に策定した「斑鳩町食育推進計画」に基づき、一人ひとりが食の大切さを知り、充実した食生活が実現できるよう、講演会や健康教育などを通して、「食育」を推進してまいります。さらに、昨年度に引き続き、保健センターを拠点として活動していただく保健センターサポーターを養成し、住民皆様とともに健康づくりを推進してまいります。次に、予防・相談体制の充実では、「安心して産み育てる いかるがっ子プラン（斑鳩町母子保健計画）」に基づき、妊娠期から産褥期、育児期、思春期のそれぞれのライフステージにあわせた事業に取り組んでまいります。特に、妊娠期や生後間もない時期は保護者にとって不安の多い時期でもあることから、安心して子育てができるよう、早い時期からの訪問指導や健康教育などの充実努めてまいります。また、新年度からは、安心して子どもを生み育てるまちづくりのより一層の推進をめざし、不妊症や不育症に悩む夫婦を対象に、経済的負担の軽減を図るため、一般不妊治療や不育治療に係る費用の一部を助成してまいります。さらに、感染症予防対策としては、乳児がはじめて罹患すると重症化しやすいロタウイルス胃腸炎を予防するために、生後6週から24週までの乳児を対象に、ロタウイルスワクチンの接種費用の一部を助成してまいります。また、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチン予防接種費用の全額助成を引き続き行

うとともに、高齢者の健康管理と感染防止のため、インフルエンザ予防接種の無料実施や、肺炎球菌による肺炎の重症化予防のための予防接種費用の一部助成を継続してまいります。

また、国民健康保険の特定健康診査につきましては、これまでの個別健診に加えて、集団健診を導入し、受診機会の拡大を図り、受診率の向上と病気の早期発見や特定保健指導につなげてまいります。

第2は、「次世代育成」についてであります。本町の将来を担う子どもの出生数の推移を見ると、平成21年に223人でありましたが、平成22年は268人に、平成23年には255人に増加し、また、5歳以下の子どもで転入・転出による実質増となった人数は、平成21年は12人でありましたが、平成22年は37人に、平成23年には39人に増えております。さらに、14歳以下の子どもの人口では、平成21年と平成23年を比較すると103人増加しているなど、子育て支援の充実の成果が着実に現れてきています。そうしたなかで、児童福祉につきましては、できる限り保育を望む乳幼児を待機させることがないように、その受入れに努め、多様な保育サービスを提供していくとともに、社会問題化している児童虐待については、要保護児童対策地域協議会を中心として関係機関との連携を図りつつ、日ごろから、子ども家庭相談センターや民生児童委員からの連絡などには、速やかに児童の安否を確認するなど、より一層の細やかな対応に努めてまいります。

次に、青少年の健全育成につきましては、青少年自らが社会の一員としての役割を自覚し、主体的に考え、積極的に行動できるよう、また、健やかさとたくましさを養うため、学校や家庭、地域がそれぞれに役割を担い、一人ひとりが地域で青少年を育むという認識を持つことが大切であり、青少年問題協議会が活動母体となり、地域ぐるみでの青少年健全育成に向けた環境づくりを進めてまいります。

第3は、「高齢者福祉」についてであります。本町の高齢化率は25%になろうとしており、要介護・要支援認定者の増加とともに、平成24年度からの3カ年計画である第5期介護保険事業計画に基づくサービス供給量の増加は必至であり、介護報酬の増額改定なども合わせまして、保険料の増は避けられないこととなりますが、保険料段階を増やしたり、基金を取り崩すなどして、低所得世帯の負担が大きくなるように配慮してまいります。

第4は、「障がい者福祉」についてであります。平成24年度からの3カ年計画である第3期斑鳩町障害福祉計画の着実な推進と、権限移譲により身体障害者及び知的障害者相談員を設置するなど、身近で親しみやすい福祉をめざしてまいります。また、難病患者などに対する支援として、新たにホームヘルプサービスを実施してまいります。

第5は、「社会保障」についてであります。経済不安の増大、少子高齢化の進展を背景に、

すべての住民皆様が安心して暮らせる社会の大きな支えとして、社会保障の果たす役割はますます重要となっています。このようななか、国民健康保険事業につきましては、依然として厳しい雇用情勢のもと、中・高齢者を多く抱え、医療費が年々増加する傾向にあり、国保財政を圧迫しています。今後、団塊世代の退職者の加入が予想されますが、健診などの保健事業を推進することにより、医療費の適正化を図るとともに、保険税の負担の公平性と収納率向上により一層積極的に取り組んでまいります。また、引き続き法定外繰出しである介護納付金に係る赤字補てんの財政支援を行い、国保財政の安定化に努めてまいります。次に、後期高齢者医療制度につきましては、国において、新たな高齢者医療制度の構築に向けて検討中であり、本町といたしましても、情報収集に努めるとともに、新制度発足までは現行制度の適正な運営に努めてまいります。また、福祉医療の充実につきましては、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、引き続き中学3年生までの医療費助成を実施するとともに、ひとり親家庭などへの医療費助成につきましても、継続して実施してまいります。

○議長（嶋田善行君）　ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時32分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（嶋田善行君）　再開します。

引き続き、施政方針の説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君）

第3の柱は、「潤いのある魅力的なまちづくり」であります。

第1は、「風景・景観」についてであります。昨年度に策定いたしました斑鳩町景観計画と斑鳩町景観条例に基づき、魅力ある自然・歴史・町並みが織りなす斑鳩の里の景観の保全と、地域特性に応じた規制や誘導により自然と調和した潤いのある市街地景観の形成を図ってまいります。

第2は、「自然環境」についてであります。奈良県森林環境税を原資とする、地域で育む里山づくり事業につきましては、ボランティア組織と森林所有者の協力を得ながら、里山地域の景観の回復や多様な生物の保護など里山林の機能を高める整備を進め、整備完了後には自然観察会や学習会などの利活用を図ってまいります。また、いかるがため池の水辺環境整備として、水資源や防災上の機能に加えて、水辺を生かした、親水性や親緑性を高めた散策ルートとして整備するため、管理者及び地元関係者と協議を進めてまいります。

第3は、「道路・交通網」についてであります。はじめに、幹線道路の整備のうち、いかるがパークウェイの整備促進につきましては、稲葉車瀬区間において、平成25年度末の一部供

用開始に向け、順調に工事が進められております。また、国の平成23年度第4次補正予算では1億2,000万円の事業予算が計上されるなど、継続的に事業が進められているところがあります。さらに、三室・紅葉ヶ丘区間や五百井・興留区間におきましても、地域の自治会やその他の団体に対しまして、事業の状況及び道路計画に係る説明会が行われており、地域の皆様のご意見をいただきながら、地域にふさわしい道路計画となるよう努めていただいているところであります。

また、東日本大震災を機に、災害対策への取組みが大きく取り沙汰されておりますが、いかるがパークウェイのような幹線道路は、交通混雑の緩和や生活道路の交通安全の確保のほか、災害時には防災空間や災害物資の輸送路、更には避難路としての役割をも担うこととなり、安全・安心のまちづくりの観点からも1日も早く整備、供用を行っていくことが課題であります。こうした地方道路整備の必要性、有効性について国及び県との連携を図りながら、積極的な要望活動を行うとともに、事業促進に向けた地元調整にも努めてまいります。

次に、国道25号の歩道整備につきましては、未整備区間が多く、住民皆様から歩道設置を望む声が数多く寄せられてまいりました。これまで安全性の確保や利便性の向上について、国に対して強く要望してまいりましたところ、斑鳩交番付近での整備に続き、竜田大橋付近におきましても昨年度から事業に着手され、現在、鋭意、用地交渉が進められ、用地協力に係る契約の締結につきましても、順次進んできております。また、法隆寺観光駐車場前から法隆寺東交差点までの区間及び中宮寺前交差点から中宮寺前バス停までの区間の整備につきましても、事業予算確保に向けた取組みを行っていただいているところであります。今後も、早期整備をめざし、関係住民の方々や国との調整に努めてまいりますとともに、他の歩道未整備区間におきましても、安全性と快適性を高めるため、事業化を求め、引き続き要望を行ってまいります。

次に、生活道路につきましては、安全・安心で快適な道路環境の整備に向けて、幹線道路とのネットワーク化に配慮するとともに、法隆寺線歩道照明の設置や町道204号線ポケットパークの整備に取り組み、安全で快適な道路づくりを進めてまいります。また、災害・緊急時において有効に機能するよう、幅員の狭い道路の改修を進めるとともに、橋りょうの長寿命化計画に基づき、安全性の確保に努めてまいります。

第4は、「住宅・生活環境」についてであります。大地震の発生が危惧されるなか、住宅の耐震診断や耐震改修に対し支援を行うなど、住宅の安全性の向上に取り組むほか、公園・広場につきましても、公園遊具や付帯施設の定期点検を実施し、安全で快適に利用いただけるよう、適正な維持管理に努めてまいります。次に、町営住宅につきましては、住宅の点検の強化や予防保全的な維持管理を進めるとともに、コストを縮減することを目的とした「斑鳩町営住宅長

寿命化計画」を策定し、住宅の長寿命化を図ってまいります。

第4の柱は、「安全で快適なまちづくり」であります。第1は、「環境保全」についてであります。東日本大震災により、電力不足などのエネルギー問題が顕在化し、今まで当たり前のように使っていたエネルギーについて、私たち一人ひとりが目を向ける機会となったことで、再生可能エネルギーの活用をはじめ、未来の地球環境についての意識が社会全体で高まっております。こうしたなか、本町では、真に環境負荷の少ない、持続可能なまちの実現をめざし、さまざまな施策を積極的に推進してまいります。その一環として、行政、住民、関係団体などが連携し、地球温暖化対策に協力して取り組む組織として、新年度に「地球温暖化対策地域協議会」を立ち上げ、日常生活における温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。また、住民一人ひとりが取り組む、生活に密着したエコ活動や、環境保全推進委員会を中心とした地域ぐるみで取り組む環境保全活動を積極的に支援してまいります。

第2は、「ごみ・し尿」についてであります。稼働開始から30年を経過する本町の焼却施設の老朽化への対応につきましては、議員皆様のご理解を賜り、本年3月末をもって衛生処理場での焼却処理は停止し、業者委託による処理へと移行いたします。この可燃ごみの業者委託の処理により、本町のごみ問題の一部は解決をみますが、今後は、処理施設を持たない町として、さらなるごみ減量化への取組みが必要となることから、ごみを燃やさない、埋め立てない町をめざすゼロ・ウェイストの推進は不可欠であります。また、ゼロ・ウェイストへの取組みは、人づくりやまちづくりにも活かせる取組みであることから、本町におきましても具体的な目標などを内外に広く公表する「ゼロ・ウェイスト宣言」を視野におき、その宣言時期などを検討してまいります。一方、ごみ減量化・資源化の推進では、バイオマスタウン構想に基づき、生ごみの分別収集・堆肥化モデル事業の拡充を図るとともに、廃食用油について、バイオディーゼル燃料に替わる新たな活用方法を試行するなど、有機性資源であるバイオマスの利活用を進めてまいります。また、本町が行う各種イベントにおいて、「くりかえし使ってくれて ありがとうき（陶器）市」を開催し、陶磁器やガラス製の食器のリユース、リサイクルを通じて、物を大切に作る心を育み、ごみ減量化・資源化を推進してまいります。

第3は、「防災・防犯」についてであります。まず、防災につきましては、引き続き、安全で安心して暮らせるまちをめざして、災害の未然防止と拡大防止に向けた対策を進めるとともに、非常備消防、危機管理体制の充実などに努めてまいります。新年度においては、本町の災害物資の備蓄をさらに拡充し、避難所施設の充実を図るとともに、災害が発生し、既存の通信手段が途絶えた際に活用する衛星携帯電話や、停電時の緊急用電源を確保するため、発電機の設置を行ってまいります。また、自衛消防団の育成のための支援や、自衛消防団・自治会が主

催する地区別防災訓練などを実施し、住民皆様の自主防災意識、地域防災力の向上に努めるとともに、奈良県消防操法大会に参加し、斑鳩町消防団の消防技術の向上と士気高揚を図ってまいります。また、東日本大震災などの自然災害を踏まえ、本町の地域防災計画について、国・県の防災計画との整合性を図りながら、時代に即した見直しを行うとともに、各公共施設において、大規模地震の発生などを想定した防災避難訓練を実施してまいります。また、浸水対策として、事業を進めるための有効性の検討を行い、計画的かつ着実に浸水対策を進めるため、町内の水路の形状を測量し、各種水利解析に対応可能なデータ整理を行ってまいります。

次に、防犯につきましては、火災や不審者の侵入による犯罪の発生などの原因となる空き家の実態調査を行い、空き家の所有者に対し適正な管理を促し、安全・安心のまちづくりを進めてまいります。

第4は、「上水道」についてであります。近年では、景気悪化の影響や節水意識の浸透などにより、水需要が減少傾向にある一方、高度経済成長期に集中的に整備した施設が一斉に更新時期を迎えており、多くの投資をしていかなければならないという課題を抱えておりますが、新年度は、老朽化した北部配水池の改修を実施してまいります。また、将来にわたって持続可能な水道事業の健全経営と老朽施設の更新などに合わせて、災害に強い、また、環境負荷の低減を視野に入れた水道システムの構築を図ってまいります。

第5は、「下水道」についてであります。公共下水道は、河川の水質保全と生活環境の改善を目的とした重要な社会資本施設であり、平成17年の供用開始以来、整備区域の拡大に計画的に取り組んでいるところであります。現在、主要な管渠である稲葉污水幹線や岡本污水幹線の整備を順調に進めており、さらに新年度においては目安污水幹線の整備に着手する予定であります。今後も、引き続き整備区域の拡大を図るとともに、公共下水道の利便性と快適性を住民皆様にご理解いただけるよう、さらなる啓発活動を展開し、水洗化促進に努めてまいります。

第5の柱は、「活力とにぎわいのあるまちづくり」であります。

第1は、「農業」についてであります。農業委員会の活動につきましては、遊休農地解消を重点施策とし、優良農地の確保に努めるとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足などの課題解決に向けた農業施策を展開し、さらに、農業生産の近代化、流通の合理化、農道の整備などの基盤整備を進めてまいります。

第2は、「商工業」についてであります。東日本大震災の影響や長引く景気低迷により、消費者の購買意欲は向上せず、民間需要が低迷している状況にあります。こうしたなか、懸命な経営努力をしておられる町内の小規模の各商店や事業者の皆様に対して、引き続き「商工業者債務保証料補給」を行い、支援してまいります。また昨年、さらなる町内の商工業の振興と観

光の連携による相互の活性化を目的として、生駒郡商工会広域協議会が主催する「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩・信貴」を開催し、人材育成の機会づくりを行ったところでありますが、今後も商工会や商工業者の皆様との連携を強化し、専門家の協力を得て講習会を実施するなど、商工業の活性化に向けて取り組んでまいります。さらに農業と観光との連携を強化し、個性的で活力のある地元産業の確立をめざすため、斑鳩ブランド商品の開発に取り組んでまいります。

第3は、「観光」についてであります。本町の観光は、法隆寺を中心とした短時間滞在型の通過型観光が主流となっており、住民との交流機会や地域経済への波及効果は限られたものとなっているため、豊富な地域資源を生かした「まちなか観光」を推しすすめ、散策型・回遊型・着地型観光へ転換する必要があります。このため、観光客の快適な移動を確保するために、観光ルートサインの整理や国際観光への取組みの強化のための観光パンフレットを作成し、「もてなし」体制の充実を図るとともに、まちそのものを楽しんでいただけるように「まちあるき観光拠点づくり」の実施計画を策定してまいります。

また、地場産業と地域観光の活性化を図ることを目的とした「斑鳩市」は、本年度で3年目を迎え、友好都市である長野県飯島町、兵庫県・大阪府の両太子町をはじめ、正岡子規ゆかりの地である愛媛県松山市、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を締結した神奈川県小田原市、さらに、世界文化遺産都市の姫路市にもご参加いただくなど、年々盛大な催しとなっております。今後、これらの地域との交流を深め、観光客の誘致につなげてまいりたいと考えております。

第4は、「消費生活」についてであります。インターネットでの商品の購入や取引きでのトラブル、巧妙な手口で高齢者を狙った訪問販売などの消費者問題について、消費者被害の未然防止と問題解決を行うため、住民自らが的確な判断と行動ができるよう、消費生活相談窓口の充実を図り、必要な知識や情報の提供に努めるとともに、関係機関との連携の充実に努めてまいります。

第6の柱、「ともに築く協働のまちづくり」であります。

第1は、「コミュニティづくり」についてであります。東日本大震災を機に改めて「地域の絆」が大きくクローズアップされ、人とひととのつながり、近所づきあいの重要性が再認識されるようになりました。地域住民で行う防犯活動、環境美化活動などの地域活動を通して、自らの町を自らで住みよい町にしていこうという機運を高めていくために、コミュニティは欠かせないものであり、高齢者や子どもたちの見守り、災害時の要援護者への支援など、互いに助け合い支えあうコミュニティを再構築することが大きな課題となっております。コミュニティの活性化を図るためには、行政が情報提供や支援を行うだけでなく、地域のことは地域で解決していく、いわゆる「地域力」が重要な役割を果たします。地域で多発する犯罪を未然に防ぐた

めにも、「地域力」を高め、住民自らが自らのこととして積極的にまちづくりに関わっていく、住民参加のまちづくりが今最も求められており、そのためには、地域のコミュニティ活動の拠点整備を行政が支援することも必要であると考えております。新年度からは地域集会所施設整備に対する補助制度を拡充するとともに、広域的な自治会を対象とした（仮称）地域交流館の整備にも引き続き取り組み、地域住民による多種多様なコミュニティ活動を支援してまいります。また、冒頭にも申し述べましたとおり、本年は、町制施行65周年という、本町にとって記念すべき年であります。文化・芸術にふれる機会の充実はもちろんのこと、コミュニティ意識を醸成し、ふるさとへの愛着をより一層育むため、世界遺産のあるまち斑鳩から、「心」をキーワードに、人間の幸せや豊かさについて考える「斑鳩シンポジウム」や、一流プロとの共演などを盛り込んだ「宝くじまちの音楽会」などの記念事業を展開するとともに、子どもから大人、高齢者まで誰もが参加できる町民体育大会や文化芸術祭などのイベントを通して、地域のつながりを強くしながら、災害時などに大きな力となる隣近所の共助を高めてまいります。

第2は、「住民の参加と協働」についてであります。第4次斑鳩町総合計画では、「協働」を重要なテーマのひとつに掲げています。これからのまちづくりは、住民と行政がともに取り組むことが求められており、住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、本年度から総合的な窓口を総務課に設置したところであります。新年度には協働のまちづくり推進委員会を設置し、「（仮称）協働のまちづくり条例」や「（仮称）協働のまちづくり指針」の策定に取り組み、住民が主役のまちづくりの実現をめざしてまいります。

また、本町ではこれまでも多くの分野で様々なボランティア団体が活発な活動を展開されており、今後も住民活動に対する支援と情報提供に努めながら、住民自らが積極的に地域活動に参加する機運を高め、参加と協働の仕組みを確立してまいります。

第3は、「情報化」についてであります。市内のネットワークをはじめ、水道庁舎、公民館などの公共施設間においても、光回線を利用したネットワーク化を図るとともに、学校教育や生涯学習の講座のなかでも情報化教育を積極的に進めております。また、町ホームページの運営や、奈良県電子自治体推進協議会と公共施設予約システムなどの共同開発にも取り組んでおり、今後も、幅広い分野での情報の活用を進め、住民サービスの向上と事務事業の効率化に努めてまいります。

第4は、「行財政」についてであります。国の財政削減方針、東日本大震災による復興財源問題や金融市場への影響などにより財政再建を求める社会状況が続くなか、地方財政は厳しい運営を強いられています。また、将来にわたり健全で安定的な財政運営が行えるよう、限られた予算や人員を有効に配分できる、効率的・効果的な財政運営の確立が求められております。

こうしたなか、国・県からの市町村への権限移譲は本格化しており、この分権改革を優れた実践的行政活動へとつなげていく必要があることから、政策形成能力・業務遂行能力などを高めるための職員研修の実施、セクションにとらわれない効率的・効果的な組織の運用等を進めてまいります。また、簡素で効率的な行政システムを確立し、第4次斑鳩町総合計画の着実な推進を図るため、第4次斑鳩町行政改革大綱を策定するとともに、町税等の納付に際し、納税義務者等の方々の時間的、場所的な制約を軽減し、納税環境の充実を図るため、コンビニ収納、ペイジー収納の導入を行い、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。以上、町政運営に関する私の所信の一端と、新年度における主要施策の概要につきまして申しあげました。地方自治への流れは加速しており、自治体には地域経営と地域間競争に勝ち抜く魅力的なまちづくりが求められています。

今後も、こうした時代背景を的確に把握し、「住みたい、住んでよかった、住み続けたい」と思える「愛すべきふるさと斑鳩」の実現に向け、住民皆様とともに力を合わせ、全力で取り組んでまいります。

どうか議員皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

- 議長（嶋田善行君） 次に、日程8．議案第1号 斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例について、日程9．議案第2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程10．議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程11．議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、日程12．議案第5号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程13．議案第6号 斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例について、日程14．議案第7号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、日程15．議案第8号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程16．議案第9号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程17．議案第10号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、日程18．議案第11号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、日程19．議案第12号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程20．議案第13号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程21．議案第14号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程22．議案第15号 平成24年度斑鳩町一般会計予算について、

日程 23. 議案第 16 号 平成 24 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程 24. 議案第 17 号 平成 24 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、日程 25. 議案第 18 号 平成 24 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程 26. 議案第 19 号 平成 24 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程 27. 議案第 20 号 平成 24 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程 28. 議案第 21 号 平成 24 年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程 29. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）、日程 30. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）、日程 31. 認定第 1 号 町道認定について、日程 32. 陳情第 1 号 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての陳情書について、日程 33. 陳情第 2 号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書採択のお願いについて、日程 34. 報告第 2 号 平成 24 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程 35. 報告第 3 号 平成 24 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、以上、28 議案を一括上程いたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） 本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第 1 号 斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例についてであります。住民と行政の協働によるまちづくりを推進し、斑鳩らしい協働のあり方を審議するため、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会を設置するものであります。

次に、議案第 2 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。地域の自主性と自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限を市町村に移譲するとともに、地方公共団体に対する義務付けの見直しや条例制定権の拡大を行うため、関係法律を改正することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号及び平成 23 年法律第 105 号）」が本年度に相次いで公布されました。これら法改正に伴い、例規の整備等が必要となるものにつきまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。「斑鳩町協働のまちづくり推進委員会」及び「斑鳩町歴史まちづくり推進協議会」を設置することに伴い、当委員会及び協議会委員に支払う報酬及び費

用弁償を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。特別職の職員で常勤のものの給料及び部課長職以上の給与の減額措置との均衡を考慮し、教育長について、当分の間、給料月額 100 分の 3 に相当する額を減ずるものであります。

次に、議案第5号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」及び東日本大震災からの復興を図ることを目的とした東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が、平成23年12月2日から施行されたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、法人実効税率の引下げと、課税ベースの拡大による都道府県と市町村の増減収を調整するための道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲に伴い、市町村たばこ税の税率を引き上げること、退職所得に係る個人町民税の 10% 税額控除を廃止すること、及び個人町民税に係る均等割の税率を引き上げることです。

次に、議案第6号 斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例についてであります。斑鳩町立青少年野外活動センターについては、昭和60年に開設し、本町における青少年の健全育成の推進に寄与してきたところでありますが、開設してから現在まで、大雨による3度の土砂崩落災害が発生していることから、利用者の安全面を考慮するなか、施設の廃止を決定したものであります。

次に、議案第7号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。保育料を決定する際の所得税等の計算について、平成22年度税制改正において廃止された年少扶養控除、及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分について、国の保育料の徴収基準では、これら控除があったものとして算定することなどから、本町の保育料についても、これに準じるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。平成24年度から平成26年度までの介護保険料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、改正前の障害者自立支援法を引用している条項について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億640万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億7,213万1千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第1款 町税、第1項 町民税では、現下の厳しい社会経済情勢により個人所得が当初見込みを下回ることから、個人町民税2,750万円の減額補正を、第4項 たばこ税では、たばこの販売本数が当初見込みを上回ることから、2,600万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第12款 分担金及び負担金、第1項 分担金では、衛生処理場などの周辺対策事業として、平成24年度で地元要望があった高安地区での農道整備工事や三井地区での水路整備工事などの土地改良事業について、国の第4次補正の活用を図ることから、土地改良事業費分担金1,108万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、更生医療費が見込みを上回ることから、自立支援給付費負担金106万2千円の増額補正を、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、73万7千円の増額補正をお願いするものであります。また、第2項 国庫補助金では、JR法隆寺駅周辺整備において、駅北口の町道312号線整備の用地取得が、年度内での執行の見通しがつかず、交付申請が行えないため、社会資本整備総合交付金5,225万円の減額補正を、学校施設環境改善交付金で、斑鳩西小学校本館西棟及び体育館並びに斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強工事について、国の第3次補正の活用を図ることから、5,444万2千円の増額補正を、また、先の分担金及び負担金と同様に、国の第4次補正の活用を図ることから、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金2,170万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第15款 県支出金、第1項 県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、自立支援給付費負担金で53万1千円、国民健康保険保険基盤安定負担金で560万7千円の増額補正を、また、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、42万6千円の増額補正をお願いするものであります。第2項 県補助金では、医療費助成に係る県補助対象助成費の増により、乳幼児医療費補助金で100万円、心身障害者医療費補助金で480万円、精神障害者医療費補助金で10万8千円の増額補正を、また、障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修に対して補助金が交付されることから、障害者自立支援特別対策事業費補助金で20万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第16款 財産収入、第1項 財産運用収入では、土地開発基金用地に係る土地賃貸

料7千円の増額補正を、各基金利子の決算見込みにより、基金利子134万3千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第17款 寄附金、第1項 寄附金では、教育費寄附金で27万8千円、福祉費寄附金では18万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款 諸収入、第5項 雑入では、高齢者健康診査の受診者数の増加などにより、保健事業委託金181万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款 町債、第1項 町債では、国の第4次補正を活用して実施する土地改良事業の財源措置として、土地改良事業債1,080万円の増額補正を、JR法隆寺駅周辺整備事業債で4,270万円の減額補正を、国の第3次補正を活用して実施する学校耐震補強工事の財源として、学校教育施設等整備事業債8,940万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、昨年12月1日付けで行いました人事異動に伴う人件費156万9千円の増額補正と、職員の退職に伴う職員退職手当負担金3,957万円の増額補正をお願いするものであります。第5目 財産管理費では、財政調整基金などの各基金利子の決算見込みによる積立金及び土地開発基金繰出金として、108万1千円の減額補正をお願いするものであります。第2項 徴税費、第2目 賦課徴収費では、町税コンビニエンスストア収納等導入業務に係る契約締結により、496万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、福祉基金にいただいた寄附金10万円の基金積立てと、国民健康保険事業に係る保険基盤安定繰出金などの確定により、479万9千円の増額補正を、第5目 医療対策費で、子ども医療費助成などの各助成金が当初見込みを上回ることから1,608万5千円の増額補正を、第8目 障害福祉費で、障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修費200万円の増額補正と、更生医療費が見込みを上回ることから、212万4千円の増額補正を、第10目 介護保険事業繰出費で、介護保険事業の介護給付費が当初見込みを上回ることなどで、750万5千円の増額補正を、第12目 後期高齢者医療費では、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金の確定により、56万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第4目 健康増進事業費で、高齢者健康診査の受診者数の増加などにより、184万6千円の増額補正を、歳入で申しあげた土地改良事業に係る地元分担金の補償金として、第6目 火葬場費で97万1千円の増額補正を、第2

項 清掃費、第2目 塵芥処理費で398万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第4目 土地改良事業費で、歳入で申しあげた農道整備工事や水路整備工事、また、服部地区での機械揚水整備工事について、国の第4次補正の活用を図り実施することから、4,534万8千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第7款 土木費、第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で、先の総務費で申しあげた人事異動に伴う人件費156万9千円の減額補正を、第8目 JR法隆寺駅周辺整備事業費で、駅北口の町道312号線整備の用地取得が、年度内での執行の見通しがつかないことから、9,799万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、斑鳩西小学校本館西棟及び体育館並びに斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強等工事について、国の第3次補正の活用を図り実施することから、1億7,629万4千円の増額補正をお願いするものであります。第5項 社会教育費では、第4目 文化財保存費で、「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」にいただいた寄附金26万8千円の積立てをお願いするものであります。

次に、第11款 公債費では、本年度の定時償還に係る利子額が確定したことから、1,087万7千円の減額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、8,015万1千円の充当をお願いするものであります。

なお、本補正予算では、諸般の事情により、本年度会計において予算の支出を見込めない事業があることから、繰越明許費として、火葬場周辺対策事業で97万1千円、衛生処理場周辺対策事業で398万6千円、土地改良事業で5,938万9千円、JR法隆寺駅周辺整備事業で60万円、法隆寺線整備事業で150万円、小学校校舎耐震補強等事業で1億7,629万4千円の予算措置をお願いしております。

次に、議案第11号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ34億7,276万9千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正では、第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金で、医療給付費に係る保険基盤安定繰入金の確定に伴い、90万2千円の減額補正をお願いするものであります。第2項 国庫補助金では、保険基盤安定繰入金の確定及び国保総合システムの稼働時期延長による国保連合会分担金の追加費用により、71万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第5款 県支出金では、国庫支出金と同様の理由により18万6千円の減額補正を

お願いするものであります。次に、第8款 繰入金では、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定により、479万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 諸収入では、本予算補正から生じた財源を、歳入欠かん補填収入で調整することとしたことから、347万2千円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正では、第1款 総務費、第1項 総務管理費で、国保総合システムの稼働時期延長による国保連合会分担金の追加費用として、94万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第12号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,079万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ17億3,850万8千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正では、第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金で、介護給付費が当初見込みを上回ることから、1,053万7千円の増額補正を、第2項 国庫補助金では、介護保険制度の改正に伴うシステム改修経費として58万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第4款 支払基金交付金及び第5款 県支出金では、国庫支出金と同様に、介護給付費の増に伴い、それぞれ1,580万6千円、658万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款 繰入金では、国庫支出金と同様に、介護給付費の増に伴う、町の法定負担割合分及び介護給付費準備基金繰入分として、1,637万円の増額補正を、システム改修に係る事務費繰入金として92万円の増額補正を、それぞれお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正では、第1款 総務費で、歳入予算で説明させていただきましたシステム改修経費として、150万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第2款 介護給付費では、介護給付費の増に伴い、5,268万7千円の増額補正をお願いするものであります。また、第3款 基金積立金では、338万9千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第13号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億9,023万7千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正では、第1款 後期高齢者医療保険料、第1項 後期高齢者医療保険料で、保険料収入の増加が見込まれることから、382万8千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第4款 繰入金、第1項 他会計繰入金では、後期高齢者医療保険基

盤安定負担金の確定により、56万8千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正では、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等負担金及び保険基盤安定負担金、合わせて439万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第14号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。平成22年度に起債借入れいたしました借換債の利率確定に伴う企業債償還金の増により、資本的支出の企業債償還金で、24万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第15号 平成24年度斑鳩町一般会計予算についてであります。平成24年度一般会計予算は、総額82億5,000万円を計上しております。前年度と比較して、4億8,000万円、6.2%の増となっております。

増額の主な要因につきましては、可燃ごみ積み替え施設の整備や可燃ごみの処理業務委託をはじめとする「ゼロ・ウェイスト」への対応、法隆寺線歩道照明設置や町道204号線ポケットパークの整備などの道路新設改良、学校校舎の耐震補強や中央公民館のリニューアル、さらには、（仮称）地域交流館の整備、緊急雇用創出事業を活用した水路現況調査や道路台帳等システムの構築などの取り組みにより増額となったものであります。

それでは、平成24年度一般会計予算案の内容につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、「平成24年度の地方財政計画」についてであります。地方財政計画の総額は、対前年度比0.8%減の81兆8,647億円となっております。平成24年度の地方財政計画は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、人件費をはじめ、経費全般にわたり抑制を図っても、依然として大幅な財源不足が生じており、地方財政の運営は引き続き厳しい状況にあります。このため、地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源の総額を平成23年度と同水準となるよう確保されるとともに、地方交付税総額についても同水準を確保されたところでもあります。また、国会において、「社会保障と税の一体改革」の議論が行われていますが、地方が社会保障分野において担っている大きな役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、安定的な財源確保について、国に強く訴えてまいります。

それでは、新年度予算に計上した主な歳入予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、本町の主要な財源である町税では、28億9,830万円を計上しております。前年度と比較して、1,980万円の増額となっております。まず、町民税におきましては、

個人町民税に係る制度改正により、年少扶養控除及び特定扶養加算分が廃止となることから、前年度と比較して、3,340万円の増となっております。次に、固定資産税及び都市計画税では、地価の下落傾向が続いていることに加え、新年度は評価替えの年度であることから、家屋の評価替えに係る減価を行うことなどにより、前年度と比較して、固定資産税で3,350万円の減、都市計画税では320万円の減となっております。次に、地方譲与税及び地方交付税をはじめとする各種交付金につきましては、国の地方財政見通しや県の提供資料などに基づき計上しております。こうしたなか、地方交付税につきましては、普通交付税で、前年度と比較して、7,950万円増の18億8,400万円、特別交付税では、前年度と比較して、4,000万円増の2億8,000万円を計上しております。国においては、厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方交付税総額を平成23年度並みの水準で確保するとともに、別枠で震災復興特別交付税を措置されたところであり、また、平成24年度から実施される予定であった特別交付税の交付割合の引下げにつきましては、本年度にその延長が決定され、平成26年度に6%から5%に、平成27年度には4%に引き下げられることとなりました。

次に、国・県支出金につきましては、それぞれの補助制度を最大限に活用しながら、事務事業の財源確保に努めております。まず、国庫支出金では、(仮称)地域交流館の整備などに活用する社会資本整備総合交付金が増額となるものの、子ども手当・(仮称)子どものための手当交付金が減額となることから、前年度と比較して、2,963万2千円減の7億8,355万3千円を計上しております。また、県支出金では、水路現況調査や道路管理等システムの構築などに活用する緊急雇用創出事業補助金、障害者介護給付・訓練等の給付に係る自立支援給付費負担金、国民健康保険や後期高齢者医療制度に係る保険基盤安定負担金などが増額となることから、前年度と比較して、1億2,717万9千円増の5億2,507万6千円を計上しております。

次に、繰入金につきましては、新年度においても財政調整基金の取崩しを行うことなく、予算を編成したところであり、減債基金繰入金8,000万円のみを計上しております。これは、平成19年度に発行した住民公募債が償還を迎えることから、計画的に積み立てていた8,000万円を取り崩し、その償還に充当するものであります。

最後に、町債につきましては、8億7,850万円を計上しております。前年度と比較して、2億4,290万円の増額となっております。可燃ごみ積み替え施設の整備や道路新設改良、(仮称)地域交流館の整備、学校校舎の耐震補強、中央公民館のリニューアルなどに係る財源を確保するとともに、引き続き、地方一般財源の不足に対処するため発行される臨時財政対策

債の活用を図ってまいります。

続きまして、歳出予算の内容についてであります。

それぞれの款ごとに、新年度で取り組む主な事業につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、第1款 議会費であります。新年度は、1億2,189万2千円を計上しております。前年度と比較して、1,779万6千円の減額となっております。議員皆様におかれましては、斑鳩町の発展のため多岐にわたり活発に議会活動を賜っていることに対しまして、深く感謝を申し上げます。今後におきましても、本町が抱えるさまざまな課題を乗り越えていくため、議員皆様のご意見を拝聴し、ご指導・ご協力を賜りながら、ともに町政の推進にあたってまいります。

次に、第2款 総務費であります。新年度は、10億2,709万8千円を計上しております。前年度と比較して、1億1,756万9千円の増額となっております。

1点目は、文化・芸術についてであります。斑鳩町文化振興財団は、本年で設立15周年を迎えます。この15周年を機に、公益財団法人への移行を行い、本町の文化活動の一翼を担う機関として、より一層質の高い自主文化事業の展開や、文化・芸術情報の発信に努め、さらなる成長・発展をめざしてまいります。また、文化振興の拠点施設である、いかるがホールの町民ロビーに設置しているマルチビジョンのリニューアルを行い、イベント情報や文化・芸術活動の情報発信の充実を図ってまいります。さらに、町制施行65周年の記念として、大正から昭和にかけて、奈良そして斑鳩の地をこよなく愛した會津八一の歌碑の寄贈を受けることから、その除幕式を執り行ってまいります。

2点目は、コミュニティづくりについてであります。新年度からは、コミュニティ活動の拠点となる施設のさらなる充実を図るため、地域集会所整備に対する補助制度の拡充を行うとともに、「参加と協働のまちづくり」を推進するため、自治会という枠を越えた広域的なコミュニティ活動の拠点として（仮称）地域交流館の整備に引き続き取り組んでまいります。また、友好都市交流の推進につきましては、友好都市である長野県飯島町、兵庫県太子町、大阪府太子町が主催するイベントなどへの住民参加や物産展の出展をはじめとした交流活動を促進してまいります。また、本年2月11日に、法隆寺の食封を縁（えにし）として、「法隆寺ゆかりの都市文化交流協定」を締結した神奈川県小田原市との交流につきましても、文化、観光などの交流を通して、両市町の交流を深めてまいります。

3点目は、住民の参加と協働についてであります。昨年度からの2ヵ年計画で取り組んでおります「参加と協働のまちづくり推進事業」につきましては、新年度に、斑鳩町協働のまちづ

くり推進委員会を設置し、「参加と協働」のまちづくりに関する条例や指針、支援体制などの仕組みづくり、また、現在行われているさまざまな住民活動の把握及び先進地の事例調査・研究などを行い、協働のまちづくりを推進してまいります。

4点目は、防犯についてであります。火災や不審者の侵入による犯罪の発生の原因となる空き家の実態把握を行い、空き家の所有者に対し、適正管理を促すとともに、犯罪を未然に防ぐため、行政・住民・関係機関等が一体となった地域防犯意識の高揚を図ってまいります。また、引き続き、防犯灯の設置や維持管理への支援を行うなど、より一層の自主防犯体制の推進に努めてまいります。

5点目は、行財政についてであります。限られた財源と資源のなかで、本町の将来像実現に向けた施策を推進していくために、引き続き、財政健全化に取り組み、行財政基盤の強化を図ってまいります。また、住民のライフスタイルの多様化に対応し、納税者の利便性の向上を図るため、新たな公金収納の方法として、本年4月から「コンビニ収納」「ペイジー収納」の運用を開始してまいります。

次に、第3款 民生費であります。新年度は、25億7,717万6千円を計上しております。前年度と比較して、9,788万8千円の増額となっております。

1点目は、次世代育成についてであります。新年度から、たつた保育園の給食調理・洗浄業務について業者委託を行うこととしておりますが、園児並びに保護者の皆様には、安全に、また安心して給食を食べていただけるよう、栄養士1名を増員するなど万全を期してまいります。また、子ども手当につきましては、国において、制度の変更が検討されていることから、受給者の皆様に、円滑に受給いただけるよう情報収集等に努めるとともに、適切な対応を行ってまいります。

2点目は、高齢者福祉についてであります。急速な少子高齢化の進展、核家族化など家族構成の変化などに対応し、高齢者がいつまでも安心して地域で暮らすことができるよう、第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の着実な推進に努めてまいります。

3点目は、障がい者福祉についてであります。障がい福祉サービスの需要が増加するなか、障がい者が安心して生活することができる社会の実現をめざすため、更生医療や介護給付・訓練等施策の総合的な支援に取り組んでまいります。

4点目は、社会保障についてであります。引き続き、子どもから高齢者、障がいのある人やひとり親家庭などへの医療費の助成などを行い、対象者の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

次に、第4款 衛生費であります。新年度は、10億9,529万8千円を計上しております。前年度と比較して、1億5,791万1千円の増額となっております。

1点目は、子育て支援についてであります。「安心して産み育てる いかるがっ子プラン（斑鳩町母子保健計画）」に基づき、親が孤立することなく安心して出産が迎えられるよう妊娠・出産に関する相談や指導を行うとともに、出産後には、新生児訪問や乳児訪問指導を通して、子育てに関する情報提供や育児相談を行ってまいります。新年度からは、不妊症や不育症に悩む夫婦に対して、一般不妊治療や不育治療に係る費用の一部を助成するとともに、生後6週から24週までの乳児を対象に、ロタウイルス胃腸炎を予防するため、ロタウイルスワクチン接種費用の一部を助成してまいります。また、引き続き、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン接種費用の全額助成を行ってまいります。

2点目は、健康づくりについてであります。住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが重要なことから、「斑鳩町健康増進計画」に基づき、各種がん検診や健康教育などを実施し、生活習慣病の予防に取り組んでまいります。また、「食」に関する知識と健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、本年2月に策定した「斑鳩町食育推進計画」に基づき、「食育」に関する講演会の開催など、食育の推進に努めてまいります。

3点目は、環境保全についてであります。まず、ごみ処理についてであります。本年4月から可燃ごみの焼却処理業務を委託するにあたり、可燃ごみなどの積み替え、運搬の効率化を図るため、新年度から2カ年の継続事業として、ごみ積み替え施設の整備を進めてまいります。また、全国的には、依然、埋立処分場の残余容量の逼迫など、大きな課題を抱えており、資源の浪費、無駄をなくし、脱焼却、脱埋立をめざす「ゼロ・ウェイスト」を推進していくとともに、「ごみのゆくえ探検ツアー」「マイバッグ持参運動」などの啓発事業、「資源物集団回収」「家庭生ごみ減量化」などの奨励事業を通して、ごみ減量化に努めてまいります。また、「生ごみの分別収集・堆肥化モデル事業」の拡充に努めるほか、「その他プラスチック類」「木くず・草類」などの資源化を継続するとともに、あらゆる廃棄物の資源化方法の調査研究を進めてまいります。なお、衛生処理場焼却棟につきましては、平成25年度以降に解体撤去する計画であり、新年度においては、解体工事に備え、解体計画を作成することとしております。

次に、第5款 農林水産業費であります。新年度は、1億1,067万4千円を計上しております。前年度と比較して、747万2千円の増額となっております。農業につきましては、農地の保全と生産力向上による農業経営の安定化に向けて、農道や農業用水路などの基盤整備を進めるとともに、地元の土地改良区・水利組合などが施工する基盤整備に対して支援を行っ

てまいります。また、引き続き、遊休農地解消に向けた実態調査や意向調査、解消に向けた指導を実施しながら、農地の有効利用促進や地域の特性を活かした付加価値の高い農業への取り組みを誘導してまいります。生産調整推進対策につきましては、農業者戸別所得補償対策の実施に向けて、国の助成を受けながら円滑に実施できるように取り組んでまいります。

次に、第6款 商工費であります。新年度は、9,353万2千円を計上しております。前年度と比較して、303万9千円の増額となっております。

1点目は、商工業についてであります。景気の低迷が続くなか、商工業者に経営支援サービスの提供活動をしている商工会に対して、引き続き、財政支援を行うとともに、「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩・信貴」を開催するなど、商工業や観光ビジネスの振興につながる実践的な取り組みを支援してまいります。

2点目は、観光についてであります。本町の歴史ある文化財と商業や農業が融合した観光を創造し、新たな観光客の誘致と滞在型観光への移行を促進することを目的とした「まちなか観光」につきましては、新年度に、「斑鳩町歴史まちづくり推進協議会」を設置し、まちあるき観光拠点づくり事業計画を具現化するための歴史的風致維持向上計画を策定してまいります。また、引き続き「観月祭」「斑鳩市」などを開催するとともに、郷土の歴史や伝統を次世代に伝える「斑鳩の里ふるさと秋祭り」を開催してまいります。

次に、第7款 土木費であります。新年度は、9億1,398万7千円を計上しております。前年度と比較して、1億189万2千円の増額となっております。

1点目は、風景・景観についてであります。斑鳩町の良好な景観形成のため、斑鳩町景観計画の推進と周知を図るとともに、歴史的景観と田園風景が一体となった斑鳩三塔周辺地域で栽培しているコスモスにつきましては、観光資源としても定着しつつあることから、引き続き、栽培を行ってまいります。また、本町の魅力のひとつになっている歴史的町並みを保存し、その魅力を広く発信する「歴史的町並み保存事業」の一環として、まず龍田地区について事業計画を策定するための調査を行ってまいります。

2点目は、道路・交通網についてであります。道路の新設改良につきましては、安全・安心で快適な道路環境の整備に向けて、継続路線を中心にいかるがパークウェイとの取付け道路、生活道路の新設改良を進めるとともに、既に地域の生活道路になっている未登記道路の底地整理を行ってまいります。また、道路管理の充実として、現在の道路台帳を電子化し、総合的に管理するためのシステムを構築し、業務の効率化を図ってまいります。

3点目は、住宅・生活環境についてであります。JR法隆寺駅周辺は町の玄関口であり、多様

な都市機能を複合させた魅力ある交通拠点として整備を行っております。現在は、主に駅北口の町道312号線の整備を進めていますが、新年度も引き続き、その進捗を図ってまいります。

次に、第8款 消防費であります。新年度は、3億4,758万8千円を計上しております。前年度と比較して、165万9千円の増額となっております。

1点目は、防災についてであります。避難所施設の充実として、災害が発生し、既存の通信手段が途絶えた際に活用する衛星携帯電話、停電時の緊急用電源として発電機の設置を行ってまいります。また、自衛消防団や消防施設の整備を行う自治会に支援を行うとともに、地区別防災訓練の実施や災害物資の備蓄を進めてまいります。さらに、東日本大震災による被災状況などを踏まえ、本町の地域防災計画について、国・県の防災計画との整合性を図りながら、一般的な見直しを行ってまいります。

2点目は、消防についてであります。西和消防組合との連携をはじめ、住民皆様の生命と財産を守る町消防団の活動の充実を図り、地域における消防力の一層の強化に努めてまいります。さらに、奈良県消防操法大会に本町消防団が出場することとしており、消防団員の技術向上と士気の高揚を図ってまいります。

次に、第9款 教育費であります。新年度は、9億201万7千円を計上しております。前年度と比較して、2,049万7千円の増額となっております。

1点目は、歴史文化についてであります。斑鳩町文化財活用センターは、この3月で開館2年を迎えます。これまで「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」や「安田家文書展」など季節ごとの展示会を開催して情報発信に努め、法隆寺や藤ノ木古墳の見学者など、多くの皆様にご来館いただいております。新年度では、こうした本町に関わりのある文物をテーマとした展示会の開催に加え、小田原市との文化交流の一環として、小田原市の歴史や文化を紹介した展示会や講演会を開催してまいります。また、町指定文化財の指定に向けた基礎調査として、引き続き、町内所在の古墳の測量調査に取り組むなど、所在する貴重な文化財に対する調査・研究を進めてまいります。史跡中宮寺跡につきましては、発掘調査報告書を作成するとともに、整備事業の具体的な内容を定める整備基本設計書を策定してまいります。

2点目は、生涯学習・生涯スポーツについてであります。生涯学習につきましては、本年度をもって青少年野外活動センターを廃止することから、新年度から新たに、青少年の健全育成を目的とする団体が、町外の野外活動体験施設を利用される際に補助金を交付してまいります。町立図書館につきましては、いかるがホールとともに開館15周年を迎えることから、秋には、子どもを対象にした記念行事を企画するとともに、文字・文化の原点である図書資料のさらな

る充実に努め、幼児を対象としたブックスタート、絵本の広場などを基盤として、小学校と幼稚園との連携強化を図ってまいります。また、多目的室の整備といたしまして、現在のAVルームを、ボランティア交流など多様な活用ができる多目的室として改修を行うとともに、聖徳太子歴史資料室では、古文書などの貴重な史料について、原本を末永く後世に引き継いでいくことから保存することとし、閲覧用としてデジタル画像データによる複製本の作成を行うこととしております。次に、本町の生涯学習の拠点である中央公民館の整備につきましては、引き続き、大規模改修工事を行い、新年度には、変電設備の増設、トイレ改修及び大ホールの照明設備の改修工事を予定しております。次に、生涯スポーツの充実ににつきましては、町民体育大会をはじめ、いかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会などを開催し、町民皆様の健康、体力づくりの推進と住民相互の交流活動の向上を図ってまいります。町民体育大会の開催につきましては、原則、自由参加種目とするなどの見直しを図り、自治会役員の皆様の負担を出来るだけ軽減してまいります。また、友好都市とのスポーツ交流につきましては、新たに小学生を対象とした交流事業を開催し、スポーツを通じた多世代での交流を深めてまいります。さらに、引き続き、体育の奨励、普及のため、町体育協会の活動支援を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ「元気クラブいかるが」の活動支援を進めてまいります。

3点目は、学校教育についてであります。本町独自の取組みであります30人学級編制につきましては、落ち着いた学級運営やきめ細かな学習を行うことで、子どもたちの基礎学力の習得や豊かな個性の育成が図られております。新年度からは、1学年ずつ拡大し、小学校は第4学年まで、中学校では第2学年まで30人学級を実施してまいります。なお、30人学級の編制に伴い、町費で雇用している講師が学級担任を受け持つ場合を考慮し、賃金を改定することとしております。また、特別支援教育や教科指導につきましても、必要に応じて町費で雇用している講師を配置してまいります。次に、小学校第3学年、第4学年の社会科で、自分の住んでいる町を良く知るために使用する社会科副読本「わたしたちの町いかるが」を改訂し、本町の歴史、文化、産業などの地域学習がより親しみをもってできるよう、内容の充実に努めてまいります。次に、幼稚園教育につきましては、生きる力の基礎となる、健康な心と身体、他人と親しんで関わる力、言葉で表現する力、そして豊かな創造性などを養う教育を推進してまいります。次に、学校教育施設の整備につきましては、計画的に耐震補強を進めておりますが、新年度では、斑鳩東小学校の北館東棟の校舎耐震補強及び屋上防水工事を実施してまいります。また、各幼稚園のプールを3か年で改修することとし、新年度では、斑鳩東幼稚園のプール改修を行ってまいります。

最後に、第11款 公債費につきましては、10億3,073万2千円を計上しております。前年度と比較して、386万9千円の増額となっております。この増額の要因につきましては、平成21年度に発行したまちづくり事業やJR法隆寺駅周辺整備事業の元金償還の開始や、平成20年度に発行した臨時財政対策債の元金償還の平年度化によるものであります。

次に、議案第16号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ30億6,000万円を計上しております。前年度と比較して1億4,850万円、5.1%の増となっております。

国民健康保険制度につきましては、後期高齢者医療制度の廃止を契機として、平成30年度を目標に国保財政運営の都道府県単位化を実現する改革の方向性が示されたところであります。今後、情報収集に努めるとともに、引き続き、地域医療の安定的な提供に資するため、着実な事務の執行に努め、円滑な運営を心掛けてまいりたいと考えております。

はじめに、歳入予算であります。国保税収入として、7億2,153万円を計上しております。次に、国庫支出金では、療養給付に係る負担金や財政調整交付金などで7億2,347万1千円を、前期高齢者交付金として8億6,037万8千円を計上しております。次に、療養給付費交付金で、8,853万6千円、県支出金で、1億3,812万3千円、共同事業交付金で、3億1,672万7千円を計上しております。また、繰入金では、事務経費、出産育児一時金及び保険基盤安定などの繰入れとして、2億786万7千円を計上しております。なお、この繰入金には、引き続き、介護納付金の不足分として1,617万1千円の支援を含んでおります。

一方、歳出では、保険給付費につきましては、前年度と比較して9,971万8千円増の21億2,306万8千円を計上しております。その他の主な支出といたしましては、後期高齢者支援金等で3億6,109万7千円、介護納付金で1億5,059万5千円、共同事業拠出金で3億3,725万4千円を計上しております。また、保健事業費では、特定健康診査の経費をはじめ、人間ドック受診費用助成金として、2,926万1千円を計上しております。

次に、議案第17号 平成24年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ306万円を計上しております。前年度と比較して30万7千円、9.1%の減となっております。

まず、歳入予算では、前年度からの繰越金、305万8千円を計上しております。一方、歳出予算では、当該財産区の維持管理に要する経費として、43万3千円を計上しております。また、経費を差し引いた残額、262万7千円を予備費として計上しております。

次に、議案第18号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ13億7,670万円を計上し、前年度と比較して9,240万円、7.2%の増となっております。

公共下水道の整備では、面整備工事として集中浄化槽をご利用の龍田北2丁目地区をはじめ稲葉車瀬地区や龍田西6丁目地区など約10ヘクタールの整備を予定しており、約200件の整備戸数を見込んでおります。また、主要な管渠の整備として、平成23年度から平成25年度までの3か年の継続事業として取り組んでおります岡本汚水幹線工事に加え、服部2丁目から目安北3丁目までの目安汚水幹線工事を平成24年度と平成25年度の2か年の継続事業として取り組んでまいります。

はじめに、歳入予算では、公共下水道への接続件数を180件見込み、加入負担金で1,800万円、下水道使用料では前年度より582万7千円増の9,483万4千円を計上しております。次に、国庫支出金では、前年度より2,500万円増の3億7,500万円を計上しております。次に、一般会計繰入金では、前年度より1,990万5千円増の4億2,404万2千円を計上し、町債では前年度より3,700万円増の4億5,830万円を計上しております。

一方、歳出予算では、公共下水道費で、前年度より6,747万3千円増の9億2,837万6千円を計上しております。また、流域下水道費では、748万1千円、公債費では、前年度より2,466万9千円増の4億4,084万3千円を計上しております。

次に、議案第19号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ18億6,840万円を計上しております。前年度と比較して、1億9,580万円、11.7%の増となっております。

平成24年度から平成26年度までは、第5期介護保険事業計画の管理期間となりますが、引き続き、介護保険事業の円滑な運営に鋭意取り組んでまいります。

はじめに、歳入予算では、保険料収入といたしまして、4億2,627万5千円を計上しております。国庫支出金では3億7,332万9千円、支払基金交付金では5億1,740万3千円、県支出金では2億6,894万5千円を計上しております。一般会計繰入金といたしましては、2億7,783万7千円を計上しており、内訳といたしまして、介護給付費繰入金として2億2,199万2千円、地域支援事業費繰入金として772万8千円、職員給与や事務費などに係る繰入金として4,811万7千円となっております。

一方、歳出予算では、居宅サービス、施設サービス、介護予防サービスなどの介護給付費と

して17億7,593万円を計上しております。介護サービスを必要とする方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、引き続き、サービスの安定的な供給及びその質の向上などに努めてまいります。また、介護予防施策の推進に努めるほか、介護を必要とする状態にならないよう、高齢者の皆様に意識していただけるよう、周知啓発してまいります。

次に、議案第20号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ3億3,100万円を計上しております。前年度と比較して4,540万円、15.9%の増となっております。

先ほど、平成24年度国民健康保険事業特別会計予算の説明においても申しあげましたとおり、新たな高齢者医療制度のあり方については、まだまだ不透明で、予断を許さない状況となっておりますが、具体的な制度設計の動きに注視しながら、適切な対応を進めてまいります。

はじめに、歳入予算であります。後期高齢者医療保険料で、2億6,822万5千円を計上しております。また、繰入金では、広域連合の運営に係る事務経費や保険基盤安定などの繰入金として、6,169万円を計上しております。

一方、歳出予算では、歳入予算で受け入れた後期高齢者医療保険料や一般会計から繰り入れた広域連合の運営に係る事務経費、保険料軽減補てん分を広域連合へ納付する後期高齢者医療広域連合納付金として、3億2,514万6千円を計上しております。

次に、議案第21号 平成24年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で7億3,878万6千円、前年度と比較して953万5千円、1.3%の増となっております。

はじめに、主な収入といたしましては、給水収益で6億9,902万2千円を計上しております。前年度と比較して543万8千円の減額となっております。また、受託工事収益では、前年度と比較して1,490万円を増額し、2,205万円を計上しております。次に、水道事業費用では、前年度と比較して270万3千円を減額し、7億2,487万1千円を計上しております。

主な支出といたしましては、自己水の安定供給を図るため、浄水設備の修繕費で748万円、県水受水費で3億1,311万円、配水管・給水管破損修繕費などで2,530万3千円、減価償却費・資産減耗費では1億5,203万8千円、企業債利息では2,707万2千円を計上しております。このことから、新年度の消費税を除いた損益見込額は、約1,480万2千円の利益を見込んでおります。

次に、資本金的収入及び支出につきましては、資本金的収入で、前年度と比較して9,482万

7千円増の、2億4,906万2千円を計上しております。主な収入といたしましては、企業債で1億8,000万円、工事負担金では、6,906万2千円を計上しております。資本的支出では、前年度と比較して8,840万6千円増の、4億4,157万3千円を計上しております。主な支出といたしましては、配水施設整備費で、北部配水池の改修経費として1億2,500万円を計上しております。うち天井ドームの改修工事については平成24年度からの2か年の継続費となり、総額2億3,500万円を予定しております。また、配水設備改良費では1億4,304万円、浄水設備改良費で5,300万円、取水設備費では900万円を計上しております。また、企業債償還金では、1億1,120万9千円を計上しております。

次に、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）及び（その2）についてであります。

現委員の中塩利明氏、山本恵一氏の任期が、平成24年6月30日をもって満了となることから、中塩利明氏については、引き続き、推薦することについて、また山本恵一氏の後任として新たに池元秀次氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第1号 町道認定についてであります。開発道路の帰属による2路線、寄付による1路線の合計3路線の認定をお願いするものであります。

次に、報告第2号 平成24年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。斑鳩町文化振興財団では、公益財団法人への移行認定に係る申請を行い、現在、奈良県からの認定を待っているところであります。今後も、文化・芸術活動の振興に向け、文化・芸術に触れる機会の充実、活動の支援、情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

平成24年度の斑鳩町文化振興財団の収支予算額は、1億6,330万5千円で、前年度と比較して、562万4千円、3.6%の増となっております。平成24年度事業計画につきましては、自主事業として19事業を計画し、事業費は2,250万4千円となっております。地域の人々が参加する住民参加型事業を6事業、地域文化を育成する育成型事業を3事業、質の高い舞台芸術に触れる機会などを提供する芸術文化鑑賞型事業を10事業計画しております。また、受託事業として5事業を計画しており、事業費は365万円となっております。

次に、斑鳩町文化振興センターの管理及びホール運営では、ホール管理運営事業費として、1億272万2千円を計上しております。指定管理料収入として8,688万3千円、施設使用料収入で1,583万9千円を見込んでおります。また、斑鳩文化振興センター施設の貸与及び図書館管理では、ホール施設の貸与事業で726万1千円、図書館管理事業費で、1,413万3千円を計上しております。

次に、報告第3号 平成24年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

平成24年度の事業計画につきましては、取得事業、処分事業ともに計画はございません。今後の土地開発公社の運営につきましては、将来的には、廃止していく方向で検討してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 14時45分まで休憩いたします。

（午後 2時22分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま、町長から総括提案説明を受けましたので、日程29. 諮問第1号、日程30. 諮問第2号、日程34. 報告第2号、日程35. 報告第3号を除く町長提案の22議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程にしたがい議事を進めてまいります。

日程8. 議案第1号 斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 委員長報告のほうも聞かせていただいております、委員会のほうでも、どういう学識経験のある方、委員として人選するのかなというようなことが話には出たようなご報告だったんですが、結論として町がどんなふう考えているのかということは、きょうの時点で私自身がちょっとわかっていないので、学識経験のある者、そしてまた公募というのがどんなふうされるのか。その他町長が必要と認める者というふうになってる、新たにこういう委員会をつくっていくことにつきましても、法改正が行われてこういう委員会を設置せざるを得ないのかな。でも、監査委員さんのほうもきょう、ちょうど私が思ったことをまさしく報告でおっしゃってました。人材の絶えざる発掘をとということもおっしゃっておられま

したけれども。まさしく、同じ方が委員で入られてるとか、そしてまた議論が短時間の会議で終わって、資料なども前もって渡されていない、その委員会来られても発言が全くないというような状況などがこれまでもあったのではないかなということ、これが法改正などによってつくらなければならない委員会であるのなら、それはそれで設置をすることについて私はあえて文句を言うつもりもないんですが。ただ、この表題からいきましたら、これから斑鳩町にとって重要な委員会になっていくという位置づけで、町が設置をするというのなら、そういう人選であったり、そして活発な委員会運営ができるのであることが、またその監査委員さんが指摘されてはる人材の絶えざる発掘というような観点で、町のほうが、どういう、この条例を提案してくるにおいて、どんなふうにお考えになられてるのかということにつきましては、総括的に私はこの場でお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） この、まちづくり推進委員会の委員の選考の仕方ということでございます。当然、監査委員さんのご指摘にもございますように、できるだけ同じ人以外の人から幅広く意見を聞いていきたいと、このように考えておりますし、また公募につきましても2名程度、公募委員を募集し、また新たな意見等も得られると、このように思っておりますので、募集をしていきたいと思っております。また、学識経験者につきましては、総務常任委員会でも申しあげましたように、大学の教授を思っておりますが、今のところ、大学の教授、特定の方がまだ決まっておられませんけども、やはり大学の教授につきましては、このまちづくり、協働のまちづくりに長けた方を選んでいきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私も議会からの選出を受けまして、都市計画審議会などにも入らせていただいて斑鳩町のいろんなまちづくりの計画などをやっていく委員会にも携わってこさせていただきましたが、かなり学識経験者の方の力量というものを、都計審なんかでは感じてます。非常に立派というのか、しっかりと、そしてまた会長も教授の方もやっていただけてますけど。そういう観点で、やっぱり学識経験者というのは、やっぱり一定のレベルの方、斑鳩町にとってやっぱり有益な一定のレベルの方をお招きして入っていただけて、斑鳩町のために一生懸命やっていただき、また活発な意見交換ができる。そういう委員会づくりをこれから努めていっていただきたいというふうには考えておりますので、またこれらにつきましても総務委員会のほうでもご議論があるかとは思いますが、とりあえず総括的な質疑をさせていただきました。以上です。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9．議案第2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10．議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11．議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12．議案第5号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この条例に関しましては、たばこ税は除きましてもほかの点につきましても、住民にとっての増税となるような方向性があると思うんですが。今、この条例を提出されまして、大体、増収分というのはどれぐらいというふうに見込まれてるのか。この条例を判断するときに、どの程度、どうなっていくのかという、私たちとしても一定の見込みを見ながらやっぱり全体を考えたいなというふうに思っているんですが、その辺はどういうふうな試算になりますでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） たばこ税のほうは除かせていただいて、退職所得にかかります個人町民税の10%税額控除の廃止につきましては約200万円の税収増となる見込みでございます。

す。また、個人町民税にかかります均等割の税率の引き上げにつきましては、1年間で約630万円増となる見込みでございます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） すみません。ちょっと私、2番目の均等割の税率の引き上げのほうはまだ額が決まっているのでイメージができるんですけども、退職所得にかかる個人町民税のほうですね、その辺のイメージが何かうまく私自身がつかめてないんですけども。200万円増を見込んでいるというのは、大体どれぐらい、おひとりどれぐらいの平均で上がるんだろうかと。余分に支払うことになるのかということが、ちょっとできたら、内訳的なこの予算、200万円というのが、どんな算出されてるのかを教えてくださいたいと思うんです。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 当町の今、200万円と申しました根拠でございますけども、増の根拠は平成22年度の実績を見込んでおります。そのときの退職所得にかかる町民税の納税者数は78人の方がおられます。税額はおひとり18,600円程度から試算をいたしますと、今回10%の税額控除の廃止によりまして、ひとり当たり2万5,000円の増になるかと思っております。その約80人を掛けて約200万円と、このように試算をしたところでございます。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ありがとうございます。イメージがちょっとつきにくかったんですけど、どの程度の値上がりになるのかなという。それが数字的にいま押さえられたような気がしますので、またそれらの数字を基に私たちもまた判断をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13. 議案第6号 斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 朝からの監査委員さんの報告の中にもありましたとおり、この野外活動センターを廃止されましたら、遊休の公有財産がふえると。それについて、まずその底地がどういうものであるのか、その中で町有地がどれぐらいあって、それが遊休となることですが、その細かい話は結構なんですけど、その監査委員さんがおっしゃっているように、遊休財産というのは早く処分したほうがいいということで、教育長じゃなくて、これ副町長に答えていただ

きたいと思うんですけど、そういう観点から今のところどのように遊休というのか、廃止した後のその土地をどのように処分をしていこうとしておられるのか、今の段階でも結構です。また私は、通告でそれらのこともちょっとふれられるような状態で通告させていただいてますので、答弁がまだ無理だったら、結構です。お願いします。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） まず面積、町有地の面積が、約2,400平方メートルございます。そしてこの今、用途廃止をいたしまして、まず監査委員さん言うておられる、この用途廃止につきましては遊休地になってまいりますので、まずこれ、個人地から買収をいたしておりますので、用途廃止した場合には、まず元の所有者にお話させていただくということになってまいります。次に第2点目。元の所有者が、「もう今さら結構ですよ」と言われたら、第2次的には隣接地の所有者にお声をかけて。隣接地といいますのは林野庁になってまいりますので。林野庁になっております。まず林野庁に次に声をかけます。そのときに林野庁も、もういやいやもう、もうこれ以上要らない、面積も要らないとなったときに、この土地を競売にかけていくと、こういう手続きになってこようかと現時点では考えております。以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 現地というか、何回か伺ったこともあるんですがね。そして、もうどうにもならないような土地だと、競売という形にもっていける物件ではなさそうに思うんですけどね。早急に、いろいろもうちょっと検討を重ねていってもらったらなと。あの土地を塩づけになってても、さほど問題はないかなと思うんですが、あと安全面のこと。土砂崩れが発生するとかになってきたときに、やっぱりその土地所有者の責任問題もありますし。進入路がよく崩壊したというようなことも聞いてましたし。そのまま荒らしてしまうのもだめだろうし、何とか国のほうで買ってもらえるような。その元の所有者はどういう状態で今おられるのかわからないし、そういうようなことを早急に検討していただきたいなと、そのように思いますのでお願いします。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私も今、小野議員がおっしゃったようなことも尋ねたかったので、ちょうど聞いていただいたんでよかったんですが。元の所有者や林野庁ですね、隣接地の所有者に話をすることなんですけれども、そしたら話を持っていくときには今の現状をフラットにするというのか、今、設備されている、ああいう物をフラットにしていかなあかんのかなと。そしたら、そういう物にも、町としてはお金が必要になってくるのかなというふうに思ったりするんですが、その辺の関係はどんな状況なんでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） まず今、建物がございます。あの建物については町のほうで撤去をしないといけないというふうになってこようかと思えます。あのまま放っておいても、もし後で、事故でも起きてはいけませんので。そういった物は早く撤去したいと思えます。更地の状態で売却をするということになってこようかと考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ちょっとキャンプファイヤーしたりするのに段々になったところにもいろんな物を置いてあったり、設置されてたり、水道とか、火を炊けるような状態になってたりとか、いろんな設備があると思えますので、それらについても、また費用などがかかってくるのかなということも考えておりますけれども、またそれらにつきましても、できましたらまた議会のほうへもご明示いただけたらというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14. 議案第7号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第7号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15. 議案第8号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この議案第8号については、新たに第5期の介護保険の計画策定に当たって保険料の見直しを行うということで、新たに保険料提示がそうはされていますけれども、私も介護保険の運営協議会なんかも傍聴させていただく中で、保険料設定について一定されている議論についてはお聞きをしていたんですが、この際ですので改めまして、今回、第5期の保険料策定に当たって全国的に非常に値上がりをしてきている、非常に介護保険の保険料が高くなって、被保険者の負担というのが物すごい状態になってきていると思うんです。

で、町長の提案説明、施政方針説明の中でも、保険料の引き下げについて町としても努力をいただいている状況なんかも報告があったと思うんですが、今回、保険料を設定するのに基金

を町が持っている基金を取り崩しておられる状況があるんですが、この基金の取り崩しについて、いくらあって、いくら取り崩したのか。そしてその保険料設定についての考え方との関連についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今回の第5期の介護保険の算定に当たりましては、議員もご承知のように、平成24年度から平成26年度までの、この3年間の介護保険事業費の総費用、これを見込んでいくという中で、この基本の保険料というのを算出をしております。この基本の保険料というのが、今現行の、現行12段階の保険料設定させていただいているんですが、これの保険料割合で換算いたしますと1カ月平均が大体5,048円ぐらいになりました。

当然、この5,048円ということになりますと、今現行4,000円でございますのをおかしの引き上げということになりますので、ここから、今、県のほうに積み立てております財政安定化基金、これから約1,500万円、これは県のほうからも1,500万円を出すということですので、これをまず受け入れをさせていただいて、それから町の介護保険給付費の準備基金、今、議員がおっしゃったように準備基金がございます。これが約3,000万円ございますけれども、これをまず2,000万円取り崩す。1,000万円は残したいということで2,000万円を取り崩すということで、保険料の上昇の抑制を図ったと。さらに、低所得者に対しまして配慮をするということで、現行の保険料段階を12段階でございますけれども、これを2段階ふやして14段階に2段階をふやし、そして10段階以上につきましては国基準よりも高い割合で設定をさせていただいたということでございます。こういった方法によりまして、今、条例のほうにも提案させていただきましたように、月額4,892円。これ年額、条例では、年額で5万8,700円ということでございますけれども、月額に換算いたしますと4,892円ということで、先ほど基本が5,048円ございましたけれども、そうした方法によりまして4,892円まで引き下げを、引き下げというか抑えさせていただいたということでございます。仮に、これ、今も議員もおっしゃったように、基金のほうを活用してということで、全額もし取り崩すということになれば、若干、今よりは保険料4,892円よりは若干下がることになるわけですが、今後の3年間の中で不測の事態が起こる可能性もございます。それに介護給付費も増加していくということになるかもわかりませんので、全額取り崩すという形ではなく、やはりその不測の事態に備えるということで1,000万円は残したいということで、これは介護保険運営協議会においてもご審議をいただいた中でご了承をいただいたということでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） まずひとつは、斑鳩町、これまで以上に多段階設定をして低所得者対策ということで、非常に県下でもほかにやっているところはないぐらい非常にすばらしい取り組みもしていただいていますので、その点は高く評価はさせていただいております。

ただ、今回、4,000円から本来だったら5,048円を基金を取り崩して4,892円ということですが、それでもやはりかなりの値上げになってしまっているのが現状ではないかなど。何かあったときのために基金をおいておくという考え方を今示していただきましたが、そもそもその県の財政安定化基金の積み立てが始まって、その目的としては市町村がお金を借りれるようにということでその設置をしていただいて、今回それがたまり過ぎたんでそれぞれ国、県、町と3分の1ずつ出してる分で、町が出した分については1,500万何がしかが戻ってきてるという状況はありますが、それを戻す際にも県のほうにも3分の1を残してるということですので、今回、私としては、やはり基金は、町が持っている分は値上げをするのであればやはり全部取り崩して、仕方がない分は値上がりになってしまうのかなという考え方もひとつあるのではないかなというふうに思っています。

それと、もう一つお尋ねしたいのですが、その県の財政安定化基金ですね。これも結局、町が出した分しか戻ってきてないという状況の中で、じゃあその3分の2の部分、国や県が出した部分についてはその国、県のほうに戻っていくのか、そこの用途についてはつかんでおられますかね。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今、県の財政安定化基金ということでございますけれども、これは斑鳩町のほうは平成12年度から拠出をしているわけですがけれども、今現在、町の分3分の1でございますけれども2,100万円、斑鳩町が大体2,100万円ぐらい拠出をしております、そのうちの約74%ぐらいの1,500万円ということで、後の分はこのまだ基金に残ったままだということに一応なります。あと、国、県の基金につきましては、これは一応、今のところどういう形で使えるようになるのか、それはまだはっきりと明示されておきませんので、その点についてはちょっと町のほうも今の現状では把握してないという状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私、今回、その国や県のどういうふうに使っていくのかがまだはっきりしてないというふうに部長おっしゃいましたけども、そこをやはりきちっと市町村の保険料を引き下げるということで使っていただけるように、もちろん当然、町のほうからも声を上げていただいていると思いますが、引き続き、今回この介護保険の値上がりの幅なんかを考えま

すと、どうしてもやっぱりそういうものは保険料の引き下げに使っていただくべきだというふうに考えます。それと、その国のほうに取り崩した基金、国や県に返還される分の使途として、保険料軽減のために市町村に対して交付金とすることは可能かという問いをしたところ、財政安定化基金を取り崩して返還される都道府県分については介護保険に関する事業に要する経費にあてるよう努めるものとされており、お見込みのとおり取り扱って差し支えないというふうに、これ返事がかえってきているところです。国もせやからこういうのをきちっと認めてますので、やはりこうした見解をもとに、県に対してきちんと市町村の保険料引き下げのために安定化基金を使うように、引き続き町のほうからもやはり要望していただきたいというふうに思います。この問題については、やはり今回、もともと介護保険の制度そのものが被保険者の負担割合が決まってしまうので、保険料がふえて高齢化が進むと負担が重くなっていくというシステムそのものが問題だというふうに考えてますが、やはり今回の値上げというのが非常に大幅な値上げになってしまっているということについては、町のほうが努力もされていますが、やはり問題があるのではないかというふうに思っています。以上です。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第8号は、厚生常任委員会に付託いたします。

日程16．議案第9号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程17．議案第10号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第10号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18．議案第11号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第11号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19. 議案第12号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第12号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20. 議案第13号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第13号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程21. 議案第14号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第14号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程22. 議案第15号 平成24年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第15号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程23. 議案第16号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第16号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程24. 議案第17号 平成24年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第17号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 25. 議案第 18 号 平成 24 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第 18 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 18 号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 26. 議案第 19 号 平成 24 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第 19 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 19 号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 27. 議案第 20 号 平成 24 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第 20 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 20 号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 28. 議案第 21 号 平成 24 年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第 21 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 21 号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 29. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その 1)、日程 30. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その 2)、以上 2 議案を会議規則第 37 条の規定に基づき一括議題とし、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって諮問第 1 号、諮問第 2 号については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本総務部長。

○総務部長(西本喜一君) それでは、諮問第 1 号並びに諮問第 2 号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、その 1 及びその 2 につきましてご説明をさせていただきます。現委員でございます、中塩利明氏及び山本恵一氏の任期が平成 24 年 6 月 30 日をもって満了

となりますことから、中塩利明氏を引き続き推薦することについて。また、山本恵一氏の後任といたしまして、新たに池元秀次氏を推薦することについて、議会のご意見を求めるものでございます。

それでは、諮問第1号から順次、議案書を朗読させていただきます。説明とさせていただきます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

平成24年3月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町小吉田2丁目14番22号

氏 名 中塩利明

生年月日 昭和22年2月10日

なお、中塩氏の経歴につきましては次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、諮問第2号でございます。

議案書を朗読させていただきます。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

平成24年3月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺北1丁目4番39号

氏 名 池元秀次

生年月日 昭和22年9月8日

なお、池元氏の経歴につきましても次のページに記載のとおりでございます。朗読は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、何とぞご了承を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。諮問第1号及び諮問第2号の2議案については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号の2議案については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

続いて、日程31．認定第1号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程32．陳情第1号 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第1号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程33．陳情第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書採択のお願いについてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第2号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程34．報告第2号 平成24年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、報告第2号については、委員会付託を省略いたします。 理事者の報告を求めます。

西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） それでは、報告第2号 平成24年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第2号

平成24年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告いたします。

平成24年3月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

事業計画及び収支予算のご説明の前に、斑鳩町文化振興財団の公益法人への移行経過でございますけれども、現在、財団法人であります斑鳩町文化振興財団は公益法人に移行するため、公益法人移行申請を行っており、現在、奈良県公益認定等調査会で審査を受けているところでございます。今日まで事前指導をいただいている中では、申請どおり公益法人の認定をいただける予定であり、平成24年4月1日付で公益財団法人斑鳩町文化振興財団として移行をするための登記を行う予定でございます。そのため、平成24年度からは公益財団法人に合わせた公益法人会計とするため、新公益法人会計基準に照らし事業計画や収支予算科目の振り分け等を行い、科目名称等も公益法人会計に合わせた収支予算科目及び事業別区分に変更しているところでございます。その点ご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

公益法人化に伴います予算科目の主な変更点につきまして、簡単にご説明を申し上げますので、恐れ入りますが議案書の9ページの収支予算、事業別区分内訳表をごらんいただけますでしょうか。一番上の見出しの欄でございますが、公益法人会計では、公益目的事業会計と収益事業等会計、そして法人会計の3つの区分をすることになります。

1つ目の公益目的事業会計でございますが、文化振興財団が行う芸術、歴史文化活動など、公益性のある事業で、さらに、公1.公営文化講座事業、公1といえますのは公益目的事業の略で、その公、おおよけの「公」をとって公1としておりますが公1。公営文化講座事業、そして自主事業、受託事業、友の会事業、公1共通の4つの事業。それから公2、これも公も同じ公益目的事業の略でございますが、公2.ホール管理・貸与事業、そして公1、公2共通の6事業に分かれます。特に公1共通は、公益性のある事業の自主事業、受託事業、友の会事業の共通の経費で、主に人件費などでございます。また公2.ホール管理・貸与事業とは、公益法人会計基準によりホールの管理や貸館にかかる指定管理料を公益性のある事業と収益事業にかける必要性から、公益性のある事業分をここに計上しております。また、公1、公2共通とは、自動販売機等の販売手数料で不特定多数の人が利用して区分できない雑収入を公益法人会計基準によりこの区分にしております。

2つ目の収益事業等会計では、主に営利を目的として収益を上げる事業として区分されるもので、収1、収1の「収」は、これは収益事業の略でございます。収1.ホール管理・貸与事業と収2.図書館管理事業の2つに区分されます。収1.ホール管理・貸与事業では、民間業者などが販売活動の目的で使用をされる場合で、また図書館の管理業務の公益法人会計では収

益事業等会計に区分をされております。

そして3つ目、法人会計は1つの区分で、文化振興財団の運営に関する事項を区分することとされているところがございます。

今年度は、このように新しい区分のため、前年との比較もしにくくなっておりますが、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案書の1ページ、事業計画の報告をさせていただきます。

平成24年度事業計画についてでございます。

(1)の芸術歴史文化事業の強化及び運営に関する事業につきましては、住民参加型事業が前年度と同様の6事業で、事業費は798万円となっております。2つ目の育成事業では、前年度と同様の3事業で事業費は590万4,000円であります。しかし、いかるがホール文化講座で前年度は7講座ありましたが、新年度は近代文学鑑賞講座1講座がなくなり6講座で行ってまいります。3番目の芸術文化鑑賞型事業は、前年度より2事業多い10事業で、事業費は862万円となっております。1つには、いかるがホール開館15周年事業として組踊特別鑑賞会、沖縄の伝統芸能を追加いたします。この事業は沖縄県教育委員会と伝統組踊保存会が文化庁の支援を受け全国公演をされております。この斑鳩町での開催の推薦を奈良県からいただき、また沖縄県教育委員会から開催に向けてご連絡をいただいた中で事業を追加いたしました。また2つ目として、いかるがホール機関誌の刊行をこの事業に移行したことで2事業がふえております。以上の自主公演事業の合計では19事業で事業費は2,250万4,000円となっております。これらの事業の概要につきましては、次の2ページから4ページにかけて、事業名、開催日、回数、事業趣旨、事業費、収入見込み額を記載しておりますので、後ほどご覧いただき、ご参照いただければと思っております。

次に2つ目、大きい2つ目、芸術・歴史文化活動の普及・振興支援事業につきましても、受託事業で5つの事業360万円を上げております。前年度同様、NHK奈良放送局との共催事業2つの受託と、斑鳩町から町制65周年記念事業として3つの事業、宝くじまちの音楽会、斑鳩シンポジウム、そしてニューヨークシンフォニックアンサンブル奈良特別公演、この3つを受託しております。内容につきましては5ページに記載をしているところがございます。

次に3つ目、芸術・歴史文化情報の収集及び提供につきましては、新年度は友の会事業として友の会申込のチラシ、それから募集ポスター、アンケートはがきに要する経費、そして友の会特別割引券、催しの案内送料に要する経費100万円となっております。

次に4番目、その他、この法人の目的を達成するために必要な事業につきましては、①として斑鳩町文化振興センターの管理及び運営の1. ホール管理及び施設の貸与事業として事業費

が1億272万2,000円で、その財源は指定管理料収入が8,688万3,000円。使用料収入が1,583万9,000円となっております。この使用料収入は今回より、使用料収入を公益的目的事業分と収益事業分に分けて掲げており、ここでは公益目的事業分の収入でございます。次の②の斑鳩町文化振興センター施設の貸与及び図書館管理の1. ホール施設の貸与事業では事業費726万1,000円で、これは芸術歴史文化活動以外のホールの施設貸与事業、すなわち収益事業として区分をし、計上いたしております。2. の図書館管理事業では、事業費が1,413万3,000円となっております。これは、ホール施設全体にかかる管理費のうち、光熱水費、重油代、清掃を含むホール総合管理委託料、あるいは夜間警備委託料、浄化槽保守点検委託料を文化ホール部分と図書館部分の比率をその占有面積で按分をしております。ホール部分につきましては78%、図書館部分につきましてはそれら残りの22%としております。

以上が、平成24年度の事業計画でございます。これらを前年との比較等につきましては、後ほど収支予算事業別区分内訳の中で説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして6ページをごらんいただきたいと思います。6ページでございます。

平成24年度の収支予算書の総括表でございます。平成24年度の事業活動収支の収入の部分では1億6,330万5,000円、事業活動支出の計は1億6,325万5,000円と予備費支出として5万円となっております。また、7ページ、8ページは総括表の内訳であります収支予算書となっております。9ページ以降は収支予算事業別区分内訳表となっております。それでは、収支予算の事業別に今回ご説明を申しあげたいと存じますので、10ページのほうをお開きをいただきたいと思います。

まず、公益目的事業会計でございます。その公1. 公演・文化講座事業でございます。これは、地域住民の皆様に文化事業を提供し、地域文化を活性化させることにより、文化振興を行う事業でございます。こちらの事業は、自主事業、受託事業、友の会事業、公1共通の4つに分けて説明をそれぞれいたします。まず初めに自主事業であります。1つ目の事業活動収入、科目が事業収入では、自主事業19のうち17事業のチケット販売収入及び講座受講料の合計であります。予算額は1,199万3,000円となっております。なお、この事業収入の前に、②、数字の②というふうにつけておりますのは、これは7ページの収支予算書の科目に載っております丸の数字の事業収入を指しており、収支予算書の区分に属する科目であるということをご指しております。あと、以下この数字につきましては同じ数字ような、収支予算書の区分に属する収支であるということをご理解をいただきたいと思います。

次に同じ10ページの一歩下、③と書かれておりますが受託事業収入。これは事業の使用料

収入で、財団の自主事業にかかるホール使用料の収入で、予算額は781万3,000円となっております。次に11ページ、2の事業活動支出の①事業費支出では、予算額2,250万4,000円であります。各費用の明細は記載のとおりでございますが、24年度につきましては前年度より事業数が増加し、自主事業が拡大をしております。このことにより、132万8,000円の増となっております。各事業の内訳につきましては先ほど申しましたように2ページから4ページに開催事業の概要として記載をしておりますので、後ほどご参照いただけたらと思います。

続きまして11ページ中段下、受託事業でございます。これは町から委託を受けて開催する事業でございます。まず、事業活動収入の科目、受託事業収入は斑鳩町から委託を受けた受託事業を開催するための費用の受け入れで365万円を計上しており、前年度と比べ315万円の増であります。これは、町から委託を受けた町制65周年事業の増によるものであります。2つ目の事業活動支出の科目、事業費支出でございますが、収入と同じく365万円で斑鳩町から委託を受けた事業の開催費用でございます。各事業の内容につきましては、先ほど申しましたように5ページに開催事業の概要として記載をしておりますので省略をさせていただきます。

次に12ページ、友の会事業でございます。いかるがホール友の会を編成し、文化情報の発信やイベント優待制度の、文化活動の促進を図るものでございます。事業活動収入の科目、入会金及び会費収入は、前年度と同額の100万円の予算を計上しております。24年度友の会の入会金及び年会費の収入となります。また、支出のほうでは、事業費支出として予算額は100万円で、主にいかるがホール友の会会員への案内送付やプレゼント等の運営費用でございます。

次に12ページ中ほど、公1共通でございます。この科目は、公演・文化講座事業に共通となる受け入れとその費用になります。その補助金等収入は予算額1,309万1,000円を計上しており、斑鳩町から公1. 公演・文化講座事業の4事業にかかります補助金の受け入れでございます。前年度比較では1,108万7,000円の増となります。これは、ことしから事業別区分経理を必要とするので、公益目的会計と法人会計に分割し、配分したことによるものでございます。2の事業活動支出のほうの事業費支出では予算額は1,063万3,000円でございます。これは、公1. 公演・文化講座事業の4事業にかかります人件費となります。前年度は事業費に人件費を配分計上しておりませんでしたので、0円となっております。

次に13ページでございます。公2. ホール管理・貸与事業であります。これは斑鳩町文化振興センター、ホール部分の管理運営及び文化活動等、公益目的使用にかかる施設の貸与事業

でございます。事業費、事業活動収入の受託事業収入は予算額1億277万2,000円であります。これは、斑鳩町から指定管理の指定を受けました斑鳩町文化振興センターの指定管理料収入8,688万3,000円と、公益目的利用にかかります施設使用料収入1,583万9,000円の合計となります。前年度比較では584万円の減となります。これは、ことしより使用料収入が公益目的利用と収益目的等使用に分類をされ、公益目的利用の使用料のみの計上となったことによるものでございます。2の事業活動支出の科目、事業支出でございますが、これは、予算額1億272万2,000円であります。各費用は記載のとおりでございます。前年度比較では584万円の減となっております。これは人件費、事業費、その他費用を収益活動にかかる費用に配分計上したことによる減でございます。

次に14ページ中ほど、公1、公2共通でございます。これは、事業等イベントの参加者、ホール利用者等の不特定多数の方に対する飲み物の提供や、公衆電話の利用などを行うもので、公益目的事業全体に共通するものであります。前年度比較では6万円の減となっておりますが、これは主に自動販売機の売り上げ減少による販売手数料の減によるものでございます。

次に15ページ、収益事業等会計でございます。大きい2つ目の収益事業等会計でございます。まず、収1.ホール管理・貸与事業は、収益事業等目的で、施設の管理、施設の利用にかかる貸与事業となります。1.事業活動収入、科目の受託事業収入では予算額726万1,000円です。これは、公益目的外使用による施設利用の使用料の収入となります。前年度は収益事業等の事業区分がございませんでしたので、0円となっております。事業活動支出のほうの科目、事業費支出では予算額726万1,000円となっております。これは公益目的外で施設利用にかかります人件費、事業費等を配分計上したものであります。各費用は記載のとおりで事業活動収入と同じく前年比はゼロとなっております。

次に収2.図書館管理事業です。これは斑鳩町教育委員会から管理委託を受け実施する図書館の管理事業であります。1.事業活動収入、科目の受託事業収入では予算額1,413万3,000円であります。斑鳩町立図書館の管理にかかります費用の受け入れであります。これは、ホール全体の光熱水費、重油代、ホール総合管理委託料、夜間警備委託料、浄化槽保守点検清掃委託料等を占有面積比によりホール部分78%、図書館部分を22%で案分した額となっております。前年度比では16万2,000円の減となりました。これは主に光熱水費の減によるものであります。2の事業別支出、事業費支出では、1の事業費活動収入と同額の1,413万3,000円を計上しております。各費用は記載のとおりでございます。

続きまして16ページ、法人会計でございます。大きな区分の1の法人会計でございます。1.事業活動収入、①の基本財産運用収入は予算額4万円でございます。これは、基本財産1

億円を金融機関へ預け入れました運用益となっております。前年度比較では1万円の減となっております。それから補助金収入では、予算額136万2,000円です。これは財団運営補助となります。前年度比較では1,044万3,000円の減となります。この理由は、主に本年度から事業別区分経理を必要とするため、公益目的事業会計と法人会計への配分率の変更を行ったことによるものでございます。管理費支出につきましては、予算額135万2,000円で前年度より1,074万3,000円の減額となっております。事業活動収入で申しあげましたとおり新会計基準による配分の変更で、主な経費としましては財団の業務管理、庶務的経費にかかる費用でございます。

最後に4番目予備費支出であります、予算額5万円となり前年度と同額となっております。

以上で説明を終わらせていただきますが、なお本報告議案につきましては、去る2月16日に開催をされております財団理事会におきまして承認を得て提出されたものとあわせてご報告をさせていただきます。

以上で、平成24年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての説明とさせていただきます。よろしくご了承を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 報告が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 公益法人への移行も順調で、4月1日付で公益法人へ移行が完成するというような報告も受けておりました。ずばり、公益法人に移行したら、この施設が、この法人が、住民にとってどれぐらいのメリットというんですか、便利さ、会計法上のいろいろ区分して、部長もちょっと見にくいんですけどということで、確かに見にくいですね、このA4やから余計見にくいんですがね。いろいろ分けていかなければいけないという、そういう会計法上の、これが本来の形になるんかどうかしらないけど、事業がやっていく中でその事業をやっていく、その住民にとってどれだけの便利さがあるか。もう全く関係ないんだという形で推移していくのか、それらはどういうことになるんですかね。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） この公益法人にすることによりまして、ひとつにはこの社会的にこの公益法人の認定を受けるのに、割と法人法やいろいろな法律に照らし合わせて認定を受けることとなります。この認定を受けることによりまして、ひとつには公益的な法人という社会的に高い評価を得る公益的な団体になるということが言われております。それからあと、税制の恩典を受けることができまいります。またあと、内部の、この法人の運営につきましても行政庁の監督業務も入ってまいり、内部管理を厳しくしなければならず、組織面でも、運営面で

も、合理化等が図れていくということで、これらのことも勘案いたしますと、住民さんに対しましては、ひとつは税制の恩典があるということで費用が多少は少なくて済むというようなこともありますし、またこういう社会的に高い評価を得ていくという中で、やはり中の催し物の吟味についても、この監査、行政庁との監督も受けていく中でやはり充実したものになっていくのではないのかなと。ひいては、住民の皆様様の文化の発信の向上につながっていくのではないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 公益法人というその名前とで社会的にというような何度も部長がおっしゃってますけど、余りこの今までのこの文化ホールというんですか、これについては社会的にはもともと公益性を発揮しているものなんですから。それと、いろいろそして組織自体が活性化も、もっと活性化がはかってもらえるのかなということで思っておりますが。それで、今、マスコミなんか盛んに騒いでいますけど、ホール、電力、電気料というんですかね、そのPPS、こういうホールには有効であるというようなひとつの見方があるんですが、そのPPSについて、この法人は検討されているんですか、どうなんですか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） PPSにつきましても、もちろん電力のやっぱりいいやつ、それだけ経費が安くつくわけですから、そういったことも検討はしていただけるのかなというふうに思っております。ただ、私、そこまでまだ報告を受けておらないので、またこういう意見があったということで文化振興財団のほうには伝えてまいりたいと、このように思っております。

○議長（嶋田善行君） ほかにございせんか。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私も、公益法人になることの意味がもうひとつ理解できてなかったんですが、社会的評価が上がるということで、住民の皆さんにとってプラスになるというものであるのであれば、別に問題ないのかなというふうに思うんですが。ちょっと費用面でその公益法人を取得とするのにかかる費用というのがどれぐらいなのか。参考のために教えてほしいんですが。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 申請、移行のための申請にかかるのが若干金額を聞いておりました。あと移行いたしますと設立、新公益法人に対する登記が、設立登記が必要になってまいりますので、その印紙代がかかってくると思います。ただ、金額についてはちょっとまだつかんでお

らないというのが現状でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そしたら、登記以外に書類関係ぐらの費用は発生するというふうに理解しておいたらいいんですかね。それともう1点、こうして住民の皆さんに対してきちっと公益法人を取得しますということで、体制的にもより見えていくというのか、そういった点でやはりこれまで指摘をさせていただいてきました町長が理事長を兼ねているという問題については、今回、公益法人を取るからといって体制が変わるということはないんですか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今のところその体制を変えるということにはなっておりません。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） せっかくこうして体制をより管理もできるような、住民の皆さんにも社会的評価が上がるということで、きちっとしていこうということであれば、理事会の中で公選で町長が理事になられておるわけですが、やはり住民の皆さんから見て、町ときちっとこうした外郭団体とか、体制についても、きちっと整理がされるということが理解されるような体制についても、今後、また十分検討していただきたいというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今、木澤議員がそのように言いましたけど、もう一度お聞きしたいなと思います。といいますのは、やはり指定管理した段階で、やはり町長が、その指定管理業者なんです。これ、町と指定管理している業者なんです。そんな同一人というのは余り私はもうはっきり言って好ましくない。やはり、いろんな所が、例えば、桜井の市民会館なんかは全くの民間業者に指定管理を入札で落札してもらって、管理をしてもらってる。どうしても今、木澤議員がおっしゃっているように、やはり町長がその指定管理を依頼している、契約していること、もちろんそこの理事長と町長とは別格を持つてるわけなんですけど、別人という形になっているというんですかね。やはり、その指定管理をやっていった段階で、いろいろ議論しましたけど、やはり民間業者に入札をすることによって税金が節約できるんだというような、そういう目的で、この指定管理ということができたとは私は認識してますしね。ぜひとも、このいい機会に町長も一応考えてもらいたい。それで、そういうことを申しあげておきます。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 尋ねるところがないので、この際ですのでちょっとお尋ねしたいん

ですが。自主事業などをする場合ですね、公益目的事業ということでいろいろ挙げていただいています。ことでしたら65周年を記念して、今までなかった宝くじの制度を利用したコンサートとか入れていただいているものの、これ毎年、この事業をすることの内容について、どのように、どこで、どのように決められているのか。この際ですので確認をさせてほしいなど。と申しますのも、なぜそういうことを思うかという、格式の高いことは割合やってくれてますが、比較的斑鳩町が自主的な事業としてやったり、受託事業としてやったりしている中では、どうも比較的大人の人向けのものが多いんですね。小さい子どもさんの場合でしたら、ホールを貸してくださいと言うて、ジャズダンスの発表会があったり、法隆寺幼稚園さんがお借りになって発表会やったりとか、いろんな小・中学生の金管楽器やら、法隆寺国際高校さんがお借りになってとかいう、その年齢層の子どもさんのことなんかもやられて。今回は、幼稚園のほうも去年、3園が共同して何かおやりになったと。何かの行事をとか、クリスマス会やったかな、そういうこともおやりになったと。ただし、入場するのに制限が加わってしめて、行きたくてもなかなか皆が行けないというようなことがあったようにも聞いてましたけれども。そういう貸館として、そういう小さい子どもさんたちが利用していただけるということはもちろんいいんですが、私としてはこだけ子育て支援に力入れてんねんやったら、自主事業でいろんなことをやっていくときにターゲットを幼児に合わせて、そういう何か催し物なんかも考えてくれはったらええねんけど。斑鳩町、ここんとこずっと見てますけど、なかなかないんですね。そういう発想ってないのかなと。さっき町長の提案説明の中でしたか、図書館では、今度、秋に65周年記念で子どもさんとの何かの行事をやんねんというようなことをおっしゃってましたけど、せつかくあるホールで斑鳩町にお住いの幼児さんたちが親子でとかおじいちゃん、おばあちゃんが皆で来てくれはるような、そんな事業を何かできへんのかなと。私は、いつもそういう発想を持ってるんですね。ところが、それがなかなか出てこない。斑鳩町では出てこない、というのが気になってたところ、葛城市のほうのホールで、今、サンリオのミッフィーちゃんというキャラクターがいるんですが、奈良テレビつけてましたら、その宣伝ものすごやっていますね。1人1,500円の入場料でね。私、チケットこうて孫と行こかなと思て、そんなん思うぐらい、そういうのは小っちゃい子を連れて行ったら喜ぶやろうなあというようなことをやってはると。斑鳩町もちょっと視点変えて、格式の高いものだったり、大人、ターゲットをどこに置いてんのかとか、いろいろあんねんけど、やっぱりホールのほうも、いろんな年齢層をターゲットにして、いろんなことをやってみはるということが大事なんかなあと。最近、すごくそういうことを思ってるんですね。その点について、こういう自主事業なんかをやって

いくことを、どこで、どういう人たちで決めているのか。評議委員会なのか理事会なのか。具体的に、こういう意見がどういうふうに議論されているのか。こういうのが、いかるがホールのこういう事業の内容については私たちにはなかなか見えてこないで、この際ですのでなかなか聞く場面もありませんので、お尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） この事業につきまして、自主事業につきましては、今、質問者がおっしゃいましたように評議委員会、それと理事会で最終決定をされております。その中で、こういういろんな事業を見て、こういう事業もいいたろうということで各理事さん、また評議委員さんからご意見を賜って事業を追加しております。ただいま質問者がおっしゃいましたように、非常に子どもさん向けの、確かにすくのうちございます。今、言われたように葛城市、去年もされておりました。そのはずで、去年されておりました、実際。相当満員になると聞いておりますので、それらにつきましても、文化振興財団のほうでご意見を申しあげまして、それらの事業についても、また今度これが決まったら平成25年になるかわかりませんが、それらについてご意見を申しあげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号 平成24年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

続いて、日程35. 報告第3号 平成24年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、報告第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。面巻企画財政課長。

○企画財政課長（面巻昭男君） それでは、報告第3号 平成24年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第3号

平成24年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告します。

平成24年3月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

初めに、平成24年度の事業計画についてでございます。

恐れ入りますが、平成24年度斑鳩町土地開発公社予算書の10ページ、11ページの平成24年度事業計画説明書をお開きいただけますでしょうか。当土地開発公社におきましては、現在、保有地もなく、また町からの取得依頼もないことから、現在のところ平成24年度から平成26年度までの間の事業計画において取得、処分とも計画はございません。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただけますでしょうか。次に、第1表 収益的収入及び支出予算についてでございます。収入では、事業外収益の受取利息で定期預金利息5万円を計上し、収益的収入の合計は同額の5万円となっております。また支出では、販売費及び一般管理費の一般管理費で監事報酬6万4,000円を計上し、収益的支出の合計は同額の6万4,000円となっております。3ページにお移りいただけますでしょうか。第2表 資本的収入及び支出予算についてでございますが、これにつきましては取得処分の計画がございませんことから、収入、支出とも0円となっております。

4ページ以降につきましては、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書等となっております。後ほどご参照いただければと考えております。

なお今後、土地開発公社につきましては、重要施策に柔軟に対応できるよう当面継続させてるものの、その状況により廃止の時期を検討してまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

平成24年度斑鳩町土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成24年度斑鳩町土地開発公社予算は次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予算額は次のとおり定める。

収益的収入 5万円

収益的支出 6万4,000円

2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該ごとの金額は「第1表収益的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予算額を次のとおり定める。

資本的収入 0円

資本的支出 0円

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

平成24年2月3日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

以上、報告第3号 平成24年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告につきましてのご説明とさせていただきます。なお、この報告案件につきましては、去る2月3日斑鳩町土地開発公社理事会におきまして承認されておりますことを申し添えます。何とぞ、どうぞよろしく願いいたします、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 報告が終わりました。

本案について、質疑をお受けいたします。8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 町長の提案説明のときも、運営につきましては将来的には廃止していく方向で検討してまいりたいということですが、今の説明でも、当分の間は継続していく、そしてそれがどれぐらいなのか、それと今の状態、今、財産も持ってないし、事業の計画も持ってないし、処分もない。だから、どういう状態になったときに、今まで活躍していただいたと思うんです、この何もね。最終はちょっと私と一緒にガタンと落ちてきてますけどね。どういう状態になったら廃止ができるのかなとか。法人ですから、やはりきちっとした手続きをおわなければならないやろうし、余力のあるうちというんですか、その間にきちっとして過去に法人であるという感じになってしまうのか。また、近隣で廃止というんですか、この法人が廃止されたところもあるのかなということも、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） まず、近隣の状況ですけれども、近隣、奈良県内では、今はございません。ただし、廃止に向けていろいろ手続きをやっていこうということをされております。と言いますのは、土地開発公社、例えば、仮に20億円持っておれば、その金利につきましては金融機関から借りかえできませんので一般財源を注ぎ込むこととなりますので、それが一般財源を圧縮するというので、土地開発公社、借換債を発行して、一気にもう町でこうていこうと。その段階で土地開発公社を廃止しようという自治体は数自治体がございます。それについても、本年度ないしは来年度で解散されると思います。全国的には、例えば県ないし市ではご

ざいます。大きな市でもございます。と言いますのは、土地開発公社につきまして事業をする上で、やはり例えば予算が2億しかないけども、用地買収の関係で例えばそれ以外も先行してこうしてほしいねんと言われたときに、買わなんことがありますので、そのためにありますので、どうしても持つておられることはあります。町としても、今後、まだ駅前のこともありますけども、そのために持つておこうと思っておりますけども、もう一方、土地開発基金がございません。土地開発基金につきましても、これは先行取得のための基金でございます。ですから、今は2本立てになっております。ただし、今、土地開発基金につきましては約7億2,500万程度持つております。ただし、現金としては約1億6,000万しかないです。この現金、先行取得でされる現金あります、1億5,000万ですので、町のまた決算を本年度、23年度決算を見ながら余裕があったら、ちょっと町へ買い戻ししていったら土地開発基金の現金は出てまいりますので、この現金がおおむね4億円程度に持つてきたら、先行取得にも耐えられるかなと考えておりますので、やはりこれを目安にして土地開発公社も廃止していったらどうかと、今は考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第3号 平成24年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明2日から5日までは休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午後4時9分 散会）